

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「租税特別措置（法人税関係）の適用状況等について」

平成27年10月

会計検査院

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

特別措置に関しては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等により、法人税関係特別措置について政策評価が義務付けられた。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）が平成22年4月に施行され、適用法人数、適用額の総額等を把握する適用実態調査、適用実態調査により明らかとなった結果の国会への報告及び適用実態調査により得られた適用状況に関する情報の各府省庁への提供がなされることとなった。

少子・高齢化の急速な進展等経済社会の構造が大きく変化している中で、税制に関する国民の関心も高く、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組として、税制改革に期待が寄せられている。

また、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）による被災者等の負担の軽減を図るために、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）が制定され、この中で、東日本大震災の被災者等に対する税制上の対応措置（以下「震災特例」という。）が設けられて、税制以外の他の復興支援施策とともに、東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進が図られている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、特別措置及び震災特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成27年10月  
会計検査院

# 目 次

1	検査の背景	1
(1)	租税特別措置の概要	1
(2)	特別措置を取り巻く状況	2
(3)	東日本大震災に対する税制上の対応措置の概要	3
(4)	法人税関係の特別措置等の概要	5
ア	法人税関係の特別措置等の手法別区分	5
イ	税額計算の方法	7
(5)	税制改正要望事項について	7
(6)	関係省庁及び財務省における特別措置等の検証	9
ア	関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証	9
イ	特別措置等に係る税制改正要望の際に行われる検証及び財務省による検証	12
(7)	租特透明化法に基づく適用実態調査の概要	12
ア	適用実態調査の対象となる特別措置	13
イ	適用実態調査の実施	13
ウ	適用実態報告書の作成と国会への提出	14
エ	適用実態調査情報の活用	14
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	15
(1)	検査の観点及び着眼点	15
ア	法人税関係の特別措置等の適用状況	16
イ	関係省庁及び財務省による法人税関係の特別措置等の検証状況	16
(2)	検査の対象及び方法	16
3	検査の状況	17
(1)	法人税関係の特別措置の適用状況の概況	17
(2)	法人税関係の特別措置等の関係省庁と政策目的分野別の適用状況	25
ア	法人税関係の特別措置等の関係省庁	25
イ	政策目的分野別の事務事業別特別措置の適用状況	28
(3)	企業支援を目的とする法人税関係の特別措置等について	30
ア	企業支援を目的とする事務事業別特別措置の関係省庁別の適用状況	30

イ 研究開発税制の適用状況	31
(4) 法人税関係の震災特例について	38
ア 震災特例の概要	38
イ 震災特例の適用状況	42
(5) 特別措置等の検証状況	47
ア 関係省庁における政策評価の実施状況	47
イ 要望書による検証状況	48
ウ 適用実態調査情報及び適用実態報告書の活用状況	49
エ 調査対象特別措置の適用実態等からみた検証状況	52
4 所見	67
(1) 検査の状況の概要	67
ア 調査対象特別措置等の適用状況	67
イ 法人税関係の特別措置等の検証状況	68
(2) 所見	69
別表	71

## 租税特別措置（法人税関係）の適用状況等について

検査対象	内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
会計名及び科目	一般会計 国稅収納金整理資金 (款) 歳入組入資金受入 (項) 各税受入金
租税特別措置等の概要	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づいて、特定の企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）に基づいて設けられた、東日本大震災に対する税制上の対応措置
適用実態調査の概要	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づき実施する租税特別措置の適用の実態の調査
上記調査の対象となる租税特別措置に係る減収額 (財務省試算)	1兆4805億円（平成25年度）

### 1 検査の背景

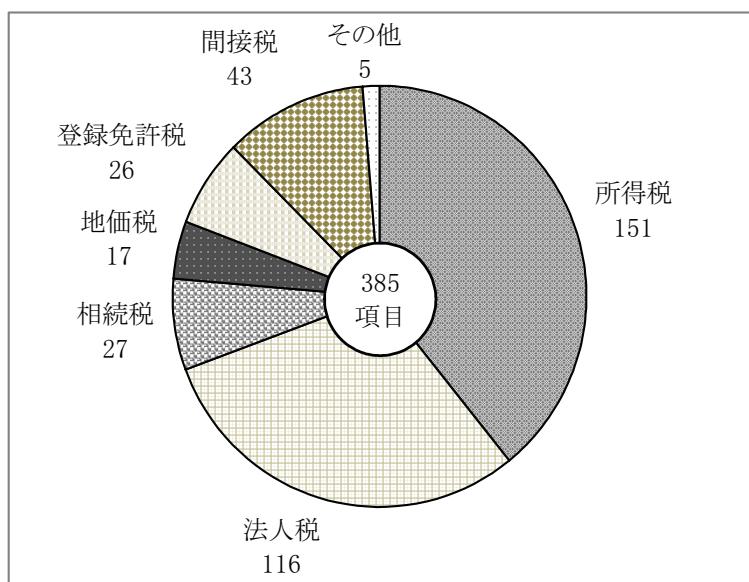
#### (1) 租税特別措置の概要

租税特別措置（以下「特別措置」という。）は、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）等で定められた税負担に対して、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、産業政策等の特定の政策目的のための税負担の軽減等を図るもの（政策税制）に係るもののが、課税の公平確保や納税環

境整備を図るための税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

特別措置全体の項目数は、平成26年4月1日現在で385項目となっており、その税目別内訳は図表1のとおり、その主なものは、所得税関係の特別措置151項目、法人税関係の特別措置116項目及び相続税関係の特別措置27項目となっている。

図表1 特別措置の税目別内訳



(注) 所得税関係の特別措置151項目には、法人税関係と共に通する特別措置が40項目あり、また、法人税関係の特別措置116項目には、所得税関係と共に通する特別措置が23項目あり、これら重複する63項目を除くと322項目となる。

## (2) 特別措置を取り巻く状況

14年11月に政府税制調査会から内閣総理大臣に答申された「平成15年度における税制改革についての答申」によれば、特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであるが、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置であり、政策税制の集中、重点化を図るに当たっては、既存の特別措置等について本格的な統廃合を行うこととされている。このため、政策目的に国民的合意があるか、政策手段として税制を用いることが適當かどうかなどについて、十分に吟味していく必要があり、加えて、創設後長期間にわたっていないか、利用実態が低調になっていないか、特定の者、地域に偏った利益を与えていないかなどの視点から、大胆に統廃合を進めていく必要があるとされている。

また、26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」（以下

「26年税調報告」という。）においては、法人税改革の具体的な改革事項として、成長志向の法人税改革を行うに当たり、課税ベースの拡大等を行うこととしている。この中で、政策税制については、経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、真に必要なものに限定する必要があるとされていて、特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止又は縮減して、既存産業への政策支援の偏りを是正することにより、新産業が興りやすい環境を整備していく必要があるとされている。そして、その見直しに当たっては、以下の三つの基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行うこととされ、その際には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査（以下「適用実態調査」という。）の結果等を踏まえることとされている。

基準1：期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する。

基準2：期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う。

基準3：利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う。

### （3）東日本大震災に対する税制上の対応措置の概要

23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）は、東北地方を中心として広い範囲に被害が及ぶ大災害となり、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災者の置かれた実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、特別措置とは別に、被災者等の負担の軽減を図るなどのために、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）が制定され、この中で、東日本大震災に対する税制上の対応措置（以下「震災特例」という。また、特別措置と震災特例を合わせて「特別措置等」という。）が設けられている。

これら東日本大震災に対する法人税関係の対応措置をまとめると、図表2のとおりである。

図表2 東日本大震災に対する法人税関係の対応措置

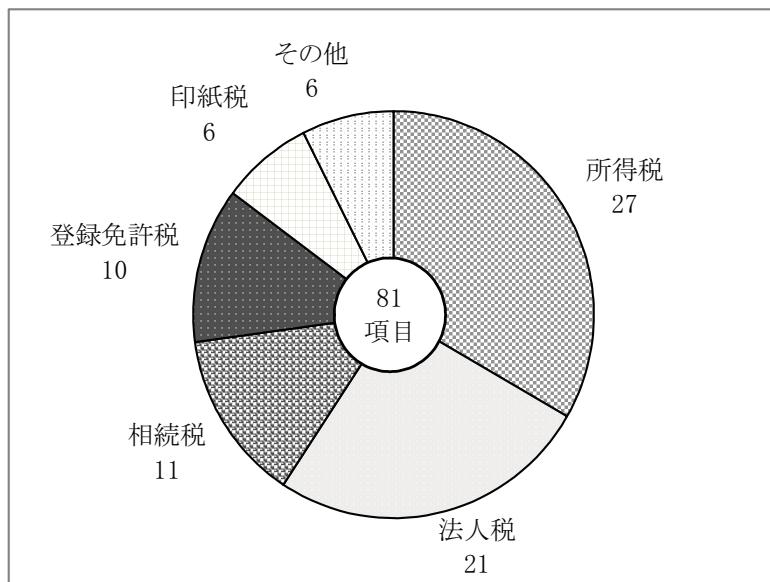
税制改正年度等	対応措置の概要	創設された法人税関係の震災特例の名称
平成23年4月制定	東日本大震災により被災した企業に対する緊急的なキャッシュフロー対策という観点から、既存の欠損金の繰戻し還付制度とは別の制度として、東日本大震災により生じた欠損金に着目して過年度に納付した法人税を還付する制度や、東日本大震災により滅失し、又は損壊した資産に代わるものとして企業が取得する資産について特別償却ができるようにする制度が創設されるなどした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災損失の繰戻しによる法人税額の還付</li> <li>・仮決算の中間申告による所得税額の還付</li> <li>・中間申告書の提出不要</li> <li>・被災代替資産等の特別償却</li> <li>・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</li> <li>・代替資産の取得期間等の延長の特例等</li> </ul>
23年12月改正	復興特別区域制度の創設に伴い、新規立地促進税制、機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度及び開発研究用資産の特別償却制度等が創設されるとともに、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度、被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例が創設されるなどした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</li> <li>・復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</li> <li>・復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等</li> <li>・被災者向け優良賃貸住宅の割増償却</li> <li>・再投資等準備金制度</li> <li>・再投資設備等の特別償却</li> <li>・被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等</li> </ul>
平成24年度税制改正	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の制定に伴い、避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための特例等が創設された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例</li> <li>・避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</li> <li>・避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</li> </ul>
平成25年度税制改正	福島復興再生特別措置法の改正に伴い、避難解除区域等において雇用機会の確保に寄与する事業等を実施する事業者の立地を促進するための特例が創設されるなどした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</li> <li>・企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</li> </ul>
平成26年度税制改正	法人が東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、その費用に係る損失欠損金額を法人税法（昭和40年法律第34号）上の災害損失欠損金額に該当するものとみなして、繰越控除できる制度が創設されるなどした。	・震災関連原状回復費用に係る損失の繰越し
平成27年度税制改正	福島復興再生特別措置法の改正に伴い、福島の避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者を対象に、投資費用を積み立てやすくするための準備金制度が創設されるなどした。	・福島再開投資等準備金制度

注(1) 「税制改正年度等」の「平成23年4月制定」と「23年12月改正」は、通常の毎年度の税制改正とは別に行われている。

注(2) 「創設された法人税関係の震災特例の名称」の「復興産業集積区域」は、復興推進計画の区域のうち、復興推進計画の目標を達するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域をいう。

震災特例全体の項目数は、26年4月1日現在で81項目となっており、その税目別内訳は図表3のとおり、その主なものは、所得税関係の震災特例27項目、法人税関係の震災特例21項目及び相続税関係の震災特例11項目となっている。

図表3 震災特例の税目別内訳



(注) 所得税関係の震災特例27項目には、法人税関係と共に通する震災特例が10項目あり、また、法人税関係の震災特例21項目には、所得税関係と共に通する震災特例が3項目あり、これら重複する13項目を除くと68項目となる。

#### (4) 法人税関係の特別措置等の概要

##### ア 法人税関係の特別措置等の手法別区分

法人税関係の特別措置等の方式として、図表4のとおり、法人税を免除し、又は軽減するもの（以下「直接控除」という。）及び一時的にその課税を猶予し、課税の延期を行うもの（以下「課税の繰延べ」という。）の二つの方式がある。そして、直接控除には、税額控除、所得控除、税率の軽減及び非課税といった手法が用いられ、課税の繰延べには、特別償却、準備金等、引当金及び圧縮記帳といった手法が用いられている。このうち、直接控除は、補助金の交付と比較すると、直接的な効果は異なるが、負担軽減やインセンティブ付与の観点から、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付されたことと同様の効果があるといわれている。また、課税の繰延べは、投下資金の早期回収効果があるなど、企業の資金繰りに利点があるといわれている。

補助金と直接控除は、一定の政策目的を実現するための財政的な支援の手段であ

るという点では共通しているが、補助金は、一般に、地方公共団体、民間団体等が行う特定の事業に着目し、これを政策的に後押しするために予算の範囲内で、当該団体等に対してその申請を受けて国等が審査を行った上で交付の決定をするものであり、他方、直接控除は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づき、これを満たす納税者が等しく適用を受けることが可能な枠組みとして制度化されているものである。

そして、直接控除のうち税額控除は、法令等が規定する要件を満たせば、法人税額の一定割合まで法人税額から控除できることとなっている。

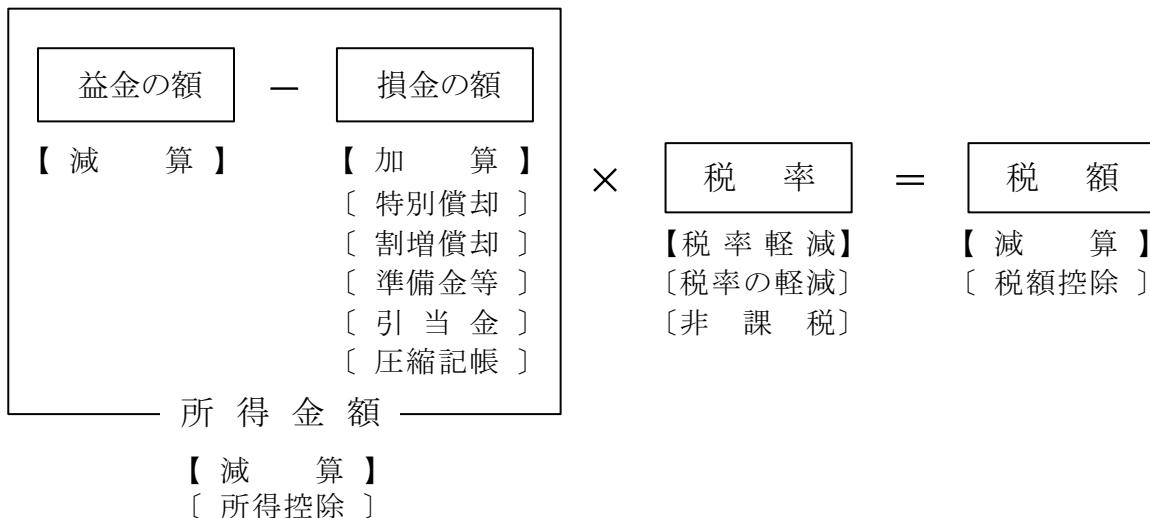
図表4 法人税関係の特別措置等の手法別区分

方式	手法	内容	効果
直接控除	税額控除	通常の法人税額から一定金額の税額を控除するもの	税額や課税所得が減免される。直接的な効果は異なるが、負担軽減やインセンティブ付与の観点から補助金を交付されたことと同様の効果があるといわれている。
	所得控除	所得金額から一定金額を控除するもの	
	税率の軽減	通常適用される法人税率を一定の場合に限って軽減するもの	
	非課税	法人税を課さないもの	
課税の繰延べ	特別償却	普通償却限度額に取得価額の一定割合を加えた額を減価償却限度額とするもの	投下資金の早期回収効果があるといわれている。
	割増償却	普通償却限度額に一定割合を割り増した額を減価償却限度額とするもの	
	準備金等	準備金として積み立てた額等を損金に算入するもの	費用の帰属時期を調整する効果があるといわれている。
	引当金	引当金として計上した額を損金に算入するもの	
	圧縮記帳	固定資産の譲渡金額等を原資として取得した代替資産等について、資産の取得価額から売却益等を控除した額を帳簿価額とし、控除額を損金算入するもの	固定資産等の帳簿価額の減額による売却益等の課税の繰延べ効果があるといわれている。

## イ 税額計算の方法

特別措置等を適用した場合の法人税額の計算は、手法の違いにより、図表5のとおり、税額の算出過程において減算することなどにより行われる。

図表5 税額計算の方法

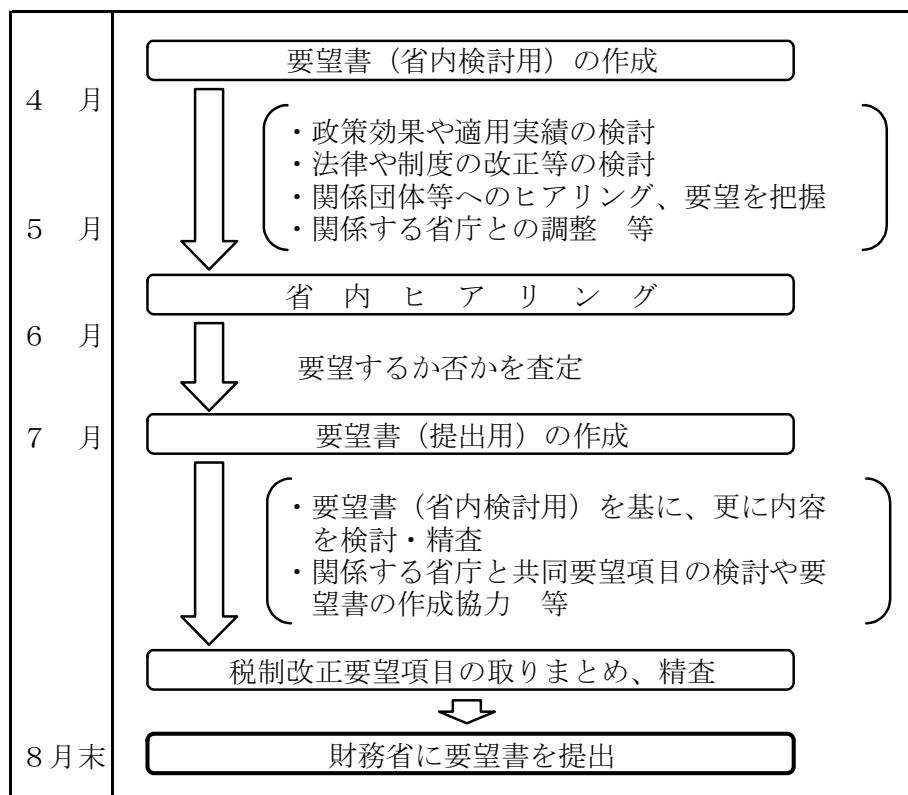


### (5) 税制改正要望事項について

税制上の措置を行政上の事務事業に導入している行政機関（税制上の措置を行政上の事務事業に導入している行政機関としての財務省を含む。以下「関係省庁」という。）は、毎年度行われる税制改正に当たり、特別措置等の制度ごとに、各政策の目的に基づき、税制の新設、拡充、延長等について要望（以下、関係省庁が毎年度行う税制に関する要望のことを「税制改正要望」という。）する事項を記載した「税制改正要望書」（以下「要望書」という。）を、租税に関する制度の企画、立案等を所掌する財務省に提出している。

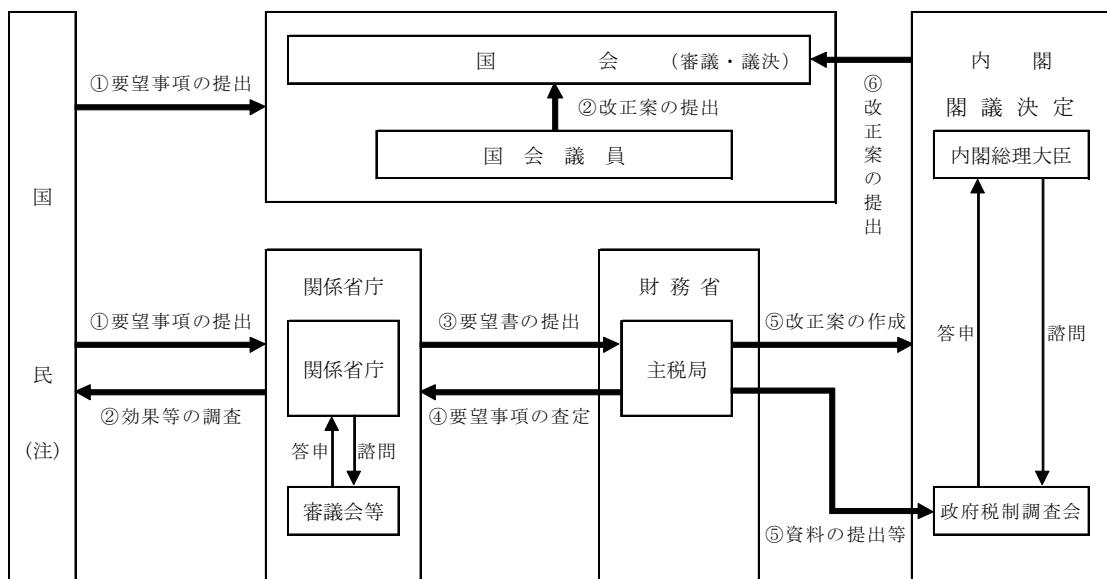
関係省庁における税制改正要望の事務手続の流れについて、例を示すと図表6のとおりである。

図表6 関係省庁における税制改正要望の事務手続の流れ



税制改正要望の内容については、財務省による要望事項の査定、税制調査会での議論等を経て、税制改正大綱の閣議決定が行われる。そして、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議、議決された後、施行される（図表7参照）。

図表7 税制改正の流れ（概念図）



(注) 国民からの要望事項の提出は各種の団体等を通じてなされる。

## (6) 関係省庁及び財務省における特別措置等の検証

### ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

#### (ア) 平成22年度税制改正大綱における特別措置の見直し

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月閣議決定。以下「22年度大綱」という。）によれば、税制について既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、特別措置をゼロベースから見直して、整理合理化を進めることが必要であるとされ、この見直しのための「ふるい」として「租税特別措置の見直しに関する基本方針」が定められた。特別措置のうち産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う政策税制措置は、全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる4年間で抜本的に見直しを行うこととされた。

同基本方針においては、政策税制措置の抜本的な見直しに当たっては、以下の三つの見直しの方針により行うこととされている。

① 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する。ただし、同基本方針の別添「政策税制措置の見直しの指針」（以下「指針」という。）に照らして、合理性、有効性及び相当性の全てが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。なお、指針に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させこととなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

② 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、指針に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

③ 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルトを基本として、その費用対効果の見直しと検証可能性に留意しつつ、指針を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。さらに、見直しに当たっては、指針に照らして、適用数が想定外に僅少であつ

たり、想定外に特定の者に偏っていないか、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限の措置となっているかといった観点から実施することとされており、存続期間が10年を超えている措置や適用者数が2桁台以下となっている措置等については、特に厳格にその合理性等を判断することとされている。

#### (イ) 法人税関係特別措置に係る政策評価の義務付け

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不斷に検証する必要があるとされている。その検証は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）等に基づき、特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として行われる。

政策評価法第9条では、国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼし、又は効果を発揮するまでに多額の費用を要し、かつ、評価の手法が開発されている政策のうち政令で定めるものについては、事前評価を行政機関に義務付ける旨が規定されている。そして、22年度大綱を踏まえ、22年5月に行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「政策評価法施行令」という。）が改正され、特別措置も政策評価の義務付け対象に加えられることとなった。具体的には、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置（以下「法人税関係特別措置」という。）の新設又は既存の法人税関係特別措置の内容の拡充若しくは期限の延長（期限の撤廃を含む。以下同じ。）に係る政策を決定しようとする場合に事前評価の実施が義務付けられた。

そして、政策評価法第8条では、一定の政策について行政機関の定める政策評価に関する基本計画等に基づき、事後評価を行政機関に義務付ける旨が規定されているが、22年度大綱を踏まえ、22年5月に「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）が一部変更され、法人税関係特別措置については、上記の基本計画において事後評価の対象として定めるものとされた。

この結果、税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、法人税関係特別措置については、行政機関に事前評価及び事後評価が義務付けられることとなった。

また、上記のとおり、基本方針が一部変更されたことにより、行政機関に法人

税関係特別措置以外の特別措置（税負担の軽減等を図るものに限る。）に係る事前評価及び事後評価の実施の努力義務が課されることとなった（図表8参照）。

図表8 特別措置に係る政策評価の対象範囲

特別措置の区分	政策評価の対象範囲	
	事前評価	事後評価
税負担の軽減又は繰延べを行う措置	法人税関係特別措置 法令上の事前評価の義務付け対象範囲	基本方針に基づく事後評価の義務付け対象範囲
税負担を加重する措置	他の税目に関する措置 基本方針に基づく事前評価の努力義務の対象範囲	基本方針に基づく事後評価の努力義務の対象範囲
手続の特例等	政策評価の義務付けも努力義務も課されていない。	

#### (ウ) 特別措置に係る政策評価の意義

政策評価法施行令の改正及び基本方針の一部変更と併せて、特別措置の政策評価を円滑かつ効率的に実施するなどのために、政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示した「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」

（平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）が策定され、必要性等、有効性等、相当性の点から政策評価を行うこととされた。

基本方針によれば、政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が税制改正要望等の政策の企画立案作業における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要があるとされている。

そして、租特ガイドラインによれば、特別措置に係る政策評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、特別措置の新設、拡充又は延長の適否や特別措置の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要であるとされている。

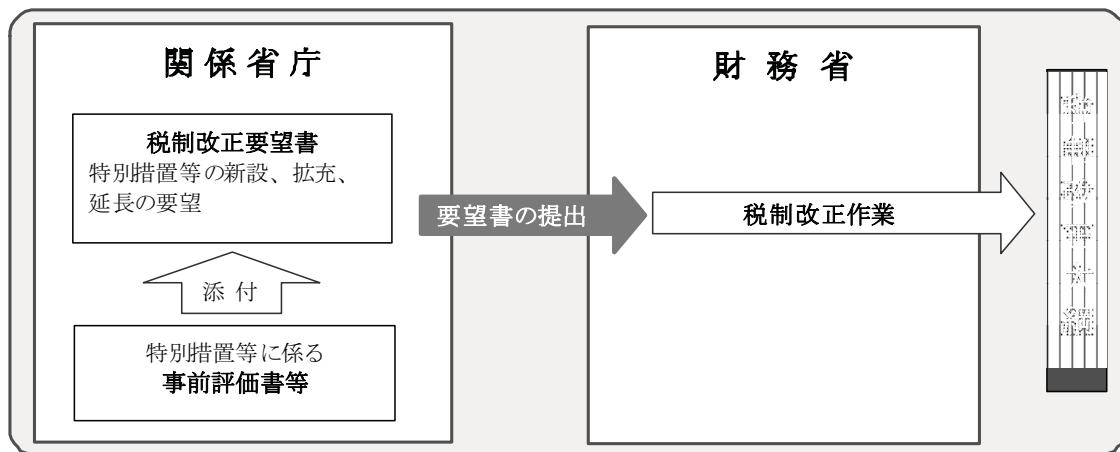
#### イ 特別措置等に係る税制改正要望の際に行われる検証及び財務省による検証

関係省庁は、政策評価法等に基づく検証のほか、各年度の税制改正要望の際に財務省に提出する要望書において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の措置の妥当性といった点から検証を行うこととなっている。具体的には、特別措置等による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置等の効果等の検証を行っている。

なお、関係省庁は、要望項目に関する特別措置について政策評価法等に基づく政策評価を実施している場合には、事前評価書等を当該要望書に添付することとなっている。

そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づいて、特別措置等の効果等の検証を行っている（図表9参照）。

図表9 税制改正要望の際に行われる検証及び財務省による検証



震災特例については、平成24年度税制改正以降、特別措置と同様の事務手続で改正等が行われているが、政策評価法等において政策評価の実施が義務付けられておらず、また、租特透明化法の適用実態調査の対象とされていない。そのため、震災特例の効果等の検証は、主にこの要望書において行われている。

なお、震災特例については、23年4月の制度創設時及び23年12月の改正時には財務省が制度を策定したことから、関係省庁による要望書の財務省への提出は平成24年度税制改正から行われている。

#### (7) 租特透明化法に基づく適用実態調査の概要

租特透明化法は、特別措置に関して、適用実態調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直

しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として制定され、22年4月から施行された。

これにより、各特別措置の適用状況が明らかとなり、その効果が検証されることによって、特別措置の適宜、適切な見直しが行われることとなった。

租特透明化法に基づく適用実態調査の対象、実施方法及び活用方法等は次のとおりである。

#### ア 適用実態調査の対象となる特別措置

適用実態調査の対象となる特別措置は、法人税等の内国税の負担を軽減することなどにより、特定の行政目的を実現させるために措置法に規定されている措置又は特例である税額控除、特別償却等となっていて、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定等や手続の特例等については対象となっていない。

#### イ 適用実態調査の実施

(注1)  
適用実態調査には、適用額明細書を利用する調査とそれ以外の調査との二つがある。

##### (ア) 適用額明細書を利用する適用実態調査

財務大臣は、適用額明細書を利用する適用実態調査の対象となる特別措置（以下「調査対象特別措置」という。）ごとに、適用法人数又は適用総額について、4月1日から翌年3月31までの間に終了する事業年度又は連結事業年度（以下、これらを合わせて「事業年度」という。）の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより、実態を調査することとなっている。具体的には、これらの記載事項について、調査対象特別措置ごとの適用法人数及び適用総額並びにこれらの業種別、資本金階級別又は所得階級別といった法人の属性別の数を集計することにより行われることとなっている。

この適用額明細書は、法人税申告書に添付して提出することとなっており、適用額明細書を利用する適用実態調査に関する事務は、事務の効率化等の観点から国税庁長官に委任されている。

(注1) 適用額明細書　法人税申告書を提出する法人が、当該申告書に係る事業年度において適用を受ける調査対象特別措置の内容、適用額その他の事項を記載した一覧表

(イ) (ア)以外の適用実態調査

(ア)のほか、財務大臣は、特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用する並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとなっている。

ウ 適用実態報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、適用実態調査を実施した特別措置について、次の事項を記載した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（以下「適用実態報告書」という。）を作成することとなっている。

- ① 特別措置ごとの適用者数及び適用総額
- ② 調査対象特別措置ごとの高額適用額
- ③ 調査対象特別措置ごとの業種別、資本金階級別若しくは所得階級別又はこれらを組み合わせた区分別の適用法人数及び適用総額

内閣は、作成された適用実態報告書を国会に提出しなければならないこととなっており、その作成した会計年度に開会される常会に提出することが常例となっている。適用実態報告書はこれまで、25年3月に第183回国会へ提出された適用実態報告書（以下「23年度適用実態報告書」という。）、26年2月に第186回国会へ提出された適用実態報告書（以下「24年度適用実態報告書」という。）及び27年2月に第189回国会へ提出された適用実態報告書（以下「25年度適用実態報告書」という。）の3か年度分が作成されている。

エ 適用実態調査情報の活用

行政機関の長や総務大臣は、特別措置について政策評価を行うために必要があるときは、適用実態調査によって集められた情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができることとなっており、財務大臣は、この求めに対して、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供することとなっている。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月閣議決定）によれば、政策税制の政策評価については租特透明化法に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図ることとされており、また、25年8月に改正された租特ガイドラインによれば、政策評価において租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報等を分析することとされている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、平成14年度決算検査報告において、特定検査対象に関する検査状況として「租税特別措置法（法人税関係）の実施状況について」を掲記している。この中で、①法人税に関する措置法の適用状況について、中小企業者等を対象としたものなど適用件数及び適用金額のいずれにおいても多く適用されている条文が見受けられた一方、適用の少ない条文も見受けられたこと、利益計上法人が主に措置法を適用している状況について述べ、措置法の適用状況の把握に努めていくことが望まれることや、②税制改正の際の特別措置の検証及び政策評価による検証については、より一層内容を充実することにより、施策の実効性を高めていくことが望まれることなどを記述している。

そして、会計検査院は、22年次の検査においては、中小企業者に適用される特別措置の適用状況等に着目して検査したところ、大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況がせい弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう、22年10月に、財務大臣及び経済産業大臣に対して、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第36条の規定により、意見を表示したところである。

少子・高齢化の急速な進展等経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組として税制改革に期待が寄せられている。特に調査対象特別措置については、適用実態報告書によれば、適用法人数、適用件数及び適用総額のいずれも過去3回の適用実態報告書で増加の傾向が見受けられる状況にあり、また、26年税調報告においては、グローバル経済の中で、日本が強い競争力を持って成長していくためには、法人税も成長指向型の構造に変革していく必要があるとされ、そのための具体的改革事項として、法人税関係の特別措置の見直しが取り上げられたところである。

さらに、震災特例は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の制定に伴う措置等、近年、復興のための新たな税制上の措置が追加されるなどの拡充が図られており、税制以外の他の復興支援施策とともに、東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進が図られている。

そこで、会計検査院は、政府税制調査会の議論等を念頭に置きながら、法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、有効性等の観点から、次の着眼点により検査した。

#### ア 法人税関係の特別措置等の適用状況

法人税関係の特別措置等の適用状況はどのようにになっているか、特に、企業支援を政策目的とする法人税関係の特別措置等の状況はどのようにになっているか。また、各関係省庁が所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業ごとの状況はどのようにになっているか。

#### イ 関係省庁及び財務省による法人税関係の特別措置等の検証状況

- (ア) 関係省庁において、適用実態調査情報等が有効に活用されているか。
- (イ) 関係省庁において、減収額が減収見込額と開差がある調査対象特別措置について、減収額と減収見込額との比較の検討等に当たり適切に検証が行われているか。
- (ウ) 関係省庁において、幅広い業種や企業を対象としながら、適用が特定の企業に集中している調査対象特別措置について適切に検証が行われているか。
- (エ) 関係省庁において、創設後長期間（20年以上）を経過した調査対象特別措置について適切に検証が行われているか。
- (オ) 関係省庁において、関係省庁が拡充の要望等を行った調査対象特別措置が適用実態等からみて必要最小限の措置となっているかについて、適切に検証が行われているか。
- (カ) 財務省において、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づき、法人税関係の特別措置等の効果等について適切に検証が行われているか。

#### (2) 検査の対象及び方法

23年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数1,254,869件、24年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数1,323,396件、25年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数1,443,402件、計4,021,667件及び震災特例の23年度から25年度までの適用件数267件を対象として検査した。

検査に当たっては、適用実態報告書を分析したほか、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）等に基づき、全524税務署から国税収納金整理資金徴収額計算書の（注2）証拠書類として提出されたe-Taxデータによる法人税確定申告書（以下「e-Taxデータ」という。）、23事業年度52,342法人、24事業年度57,202法人、25事業年度49,382

法人、計延べ158,926法人について調査対象特別措置等の適用があった延べ98,487法人のe-Taxデータを分析するなどして検査を行った。

(注3)

そして、内閣府本府等13府省庁において、税制改正要望の際に財務省に提出した要望書等や事前評価書等の関係資料における法人税関係の特別措置等の検証状況及び各関係省庁において所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業の別に区分した場合の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、財務省において、適用実態調査の内容を聴取したり、法人税関係の特別措置等の検証状況等を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

- (注2) e-Taxデータ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出された法人税確定申告書のうち、「計算証明規則」、「電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則」（平成15年会計検査院規則第4号）等に基づき会計検査院に証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金や税額が一定額以上の法人税申告書のデータ
- (注3) 13府省庁 内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### 3 検査の状況

#### (1) 法人税関係の特別措置の適用状況の概況

法人税関係の特別措置116項目のうち、課税の強化となるものなど32項目を除いた調査対象特別措置84項目（26年4月1日現在で施行されている特別措置）について、25年度適用実態報告書を分析したところ、各調査対象特別措置の適用状況は図表10-1のとおりであり、適用件数は1,441,570件（直接控除方式829,263件、課税の繰延べ方式612,307件）、減収額は1兆4711億円（直接控除方式9809億円、課税の繰延べ方式4902億円）となっていた。

図表10-1 調査対象特別措置の適用状況

方 式	手 法	特別措置の名称	措置法条文	創設 年度	適用期限等	適用状況 (平成25年度)		
						適用件数 (件)	適用総額 (億円)	減収額 (財務省 試算) (億円)
直 接 控 除	税 額 控 除	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）	第42条の4、 第68条の9	昭和42 年度	— (一部平成 29.3.31)	12,703	6240	6240
			第42条の4の2、 第68条の9の2	平成21 年度	廃止 注(10)			
		エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（環境関連投資促進税制）	第42条の5、 第68条の10	平成23 年度	平成28.3.31	1,812	23	23
		中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	第42条の6、 第68条の11	平成10 年度	平成29.3.31	22,983	149	149
		沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	平成24 年度	平成29.3.31	—	—	—
		沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	平成14 年度	平成29.3.31	11	7	7
		沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	平成24 年度	平成29.3.31	25	6	6
		沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	平成24 年度	平成29.3.31	2	0	0
		沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	平成26 年度	平成29.3.31	斜線		
		国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の10、 第68条の14	平成26 年度	平成28.3.31	斜線		
		国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11、 第68条の15	平成23 年度	平成28.3.31	29	25	25
		雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用促進税制）	第42条の12、 第68条の15の2	平成23 年度	平成28.3.31	4,630	75	75
		国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	第42条の12の2、 第68条の15の3	平成25 年度	廃止 注(10)	831	194	194
		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の3、 第68条の15の4	平成25 年度	平成29.3.31	2,420	11	11
		雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の4、 第68条の15の5	平成25 年度	平成30.3.31	10,874	420	420
		生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の5、 第68条の15の6	平成26 年度	平成29.3.31	斜線		
		小計				56,320	7150	7150
所 得 控 除		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第59条、 第68条の62	昭和40 年度	—	21	302	75
		対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）	第59条の2、 第68条の62の2	平成20 年度	— (計画の認定期限は平成26.3.31)	8	484	84
		沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	平成14 年度	平成29.3.31 (法人の認定期限)	—	—	—
		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における	第60条、	平成24	平成29.3.31	—	—	—

	る認定法人の所得の特別控除	第68条の63	年度	(法人の認定期限)				
	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	平成26 年度	平成29. 3. 31 (法人の認定期限)				
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	第60条の2、 第68条の63の2	平成23 年度	平成28. 3. 31 (法人の指定期限)	-	-	-	
	認定研究開発事業法人等の課税の特例	第61条、 第68条の63の3	平成23 年度	廃止 注(10)	-	-	-	
	収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2、 第68条の73	昭和38 年度	-	2, 935	399	47	
	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3、 第68条の74	昭和44 年度	-	89	7	1	
	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4、 第68条の75	昭和36 年度	- (一部平成2 9.12.31)	78	7	1	
	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5、 第68条の76	昭和49 年度	-	11	0	0	
	特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2、 第68条の76の2	平成21 年度	平成22. 12. 3 1(土地等の取得期限)	1	0	0	
	認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例 注(5)	第66条の11の2	平成15 年度	-	38	1	0	
	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例 注(5)	第66条の11の2、 第68条の96	平成13 年度	-	16, 471	106	23	
	社会保険診療報酬の所得の計算の特例	第67条、 第68条の99	昭和29 年度	-	52	4	1	
	農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	第67条の3、 第68条の101	昭和42 年度	平成30. 3. 31	1, 117	229	14	
	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の6、 第68条の103	平成7 年度	-	6, 809	772	42	
	損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の7、 第68条の104	平成14 年度	廃止 注(10)	14	939	183	
	特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14	平成10 年度	-	489	2870	597	
	投資法人に係る課税の特例	第67条の15	平成10 年度	-	90	2542	471	
	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の2	平成12 年度	-	-	-	-	
	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の3	平成12 年度	-	-	-	-	
	小計				28, 223	8662	1539	
税率の軽減	中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2、 第68条の8	平成21 年度	平成29. 3. 31	744, 488	2兆7112	1084	
	特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2、 第68条の100	昭和39 年度	-	232	566	36	
	小計				744, 720	2兆7678	1120	
課税の繰延べ	特別償却	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得了した場合の特別償却 (環境関連投資促進税制)	第42条の5、 第68条の10	平成23 年度	平成28. 3. 31	10, 125	5525	713
		中小企業者等が機械等を取得了した場合の特別償却 (中小企業投資促進税制)	第42条の6、 第68条の11	平成10 年度	平成29. 3. 31	27, 847	2642	462
		国家戦略特別区域において機械等を取得了した場合の特別償却	第42条の10、 第68条の14	平成26 年度	平成28. 3. 31			
		国際戦略総合特別区域において機械等を取得了した場合の特別償却	第42条の11、 第68条の15	平成23 年度	平成28. 3. 31	8	5	1
		国内の設備投資額が増加した場合の機械	第42条の12の2、	平成25	廃止	156	274	42

	等の特別償却	第68条の15の3	年度	注(10)			
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3、第68条の15の4	平成25 年度	平成29. 3. 31	873	34	7
	生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5、第68条の15の6	平成26 年度	平成29. 3. 31 (一部平成 28. 3. 31)			
	公害防止用設備の特別償却	第43条、第68条の16	昭和42 年度	平成28. 3. 31	3	1	0
	船舶の特別償却	第43条、第68条の16	昭和26 年度	平成29. 3. 31	41	267	29
	耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2、第68条の17	平成26 年度	平成27. 3. 31 (耐震診断結果報告等の期限)			
	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条、第68条の19	昭和62 年度	平成29. 3. 31	2	0	0
	共同利用施設の特別償却	第44条の3、第68条の24	昭和55 年度	平成29. 3. 31	-	-	-
	特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4、第68条の25	平成24 年度	平成28. 3. 31	2	0	0
	特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5、第68条の26	平成25 年度	平成28. 5. 31 (一部平成 28. 3. 31)	1	2	1
	特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条、第68条の27	昭和45 年度	平成29. 3. 31	124	13	3
	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、第68条の27	平成24 年度	平成29. 3. 31	5	1	0
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、第68条の27	平成24 年度	平成29. 3. 31	-	-	-
	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、第68条の27	平成26 年度	平成29. 3. 31			
	沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条、第68条の27	平成9 年度	平成29. 3. 31	1	1	0
	医療用機器等の特別償却	第45条の2、第68条の29	昭和54 年度	平成29. 3. 31	1,075	34	7
	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条、第68条の31	昭和48 年度	平成28. 3. 31	43	17	4
	支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2、第68条の32	平成20 年度	廃止 注(10)	62	3	1
	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3、第68条の33	平成23 年度	平成30. 3. 31 (認定期限)	33	11	2
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条、第68条の34	平成13 年度	平成28. 3. 31	103	3	0
	特定再開発建築物等の割増償却	第47条の2、第68条の35	昭和44 年度	平成29. 3. 31	33	51	10
	倉庫用建物等の割増償却	第48条、第68条の36	昭和49 年度	平成29. 3. 31	19	1	0
	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第52条の2、第68条の40	昭和42 年度	-	2,069	373	33
	準備金方式による特別償却（積立不足額）	第52条の3、第68条の41	昭和42 年度	-	191	82	9
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5、第68条の102の2	平成15 年度	平成28. 3. 31	459,729	2613	251
	小計				502,545	1兆1953	1575
準備金	海外投資等損失準備金	第55条、第68条の43	昭和39 年度	平成28. 3. 31	12	113	23
	新事業開拓事業者投資損失準備金	第55条の2、	平成26	平成29. 3. 31			

等		第68条の43の2	年度				
	特定事業再編投資損失準備金	第55条の3、 第68条の43の3	平成26 年度	平成29. 3. 31			
	金属鉱業等鉱害防止準備金	第55条の5、 第68条の44	昭和49 年度	平成28. 3. 31	8	0	0
	特定災害防止準備金	第55条の6、 第68条の46	平成10 年度	平成28. 3. 31	105	38	7
	新幹線鉄道大規模改修準備金	第56条、 第68条の48	平成14 年度	—	—	—	—
	使用済燃料再処理準備金	第57条の3、 第68条の53	平成17 年度	—	9	1268	88
	原子力発電施設解体準備金	第57条の4、 第68条の54	平成2 年度	—	1	10	0
	保険会社等の異常危険準備金	第57条の5、 第68条の55	昭和28 年度	—	56	1339	301
	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の6、 第68条の56	原子力 保険： 昭和36 年度 地震保 険： 昭和41 年度	—	16	461	114
	関西国際空港用地整備準備金 注(6)	第57条の7、 第68条の57	昭和59 年度 (平成24年 度改組)	—	1	7	2
	中部国際空港整備準備金 注(6)	第57条の7の2、 第68条の57の2	平成10 年度 (平成25年 度改組)	—	1	9	2
	特定船舶に係る特別修繕準備金	第57条の8、 第68条の58	平成10 年度	—	520	56	8
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条、 第68条の61	昭和40 年度	平成28. 3. 31	42	652	161
	農業経営基盤強化準備金	第61条の2、 第68条の64	平成19 年度	平成29. 3. 31	1, 583	105	20
	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第66条の11、 第68条の95	昭和50 年度	—	95, 814	1467	273
小計				98, 168	5525	999	
引当金	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	昭和41 年度	平成29. 3. 31	8, 745	4440	61
圧縮記帳	農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の3、 第68条の65	平成19 年度	—	956	73	14
	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条、 第64条の2、 第68条の70、 第68条の71	昭和26 年度	—	393	1630	339
	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 注(7)	第65条、 第68条の72	昭和26 年度	—	134	4664	1121
	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	昭和45 年度	平成29. 3. 31	1, 199	3641	700
	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10、 第68条の81	昭和56 年度	—	—	—	—

	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	第65条の11、第65条の12、第68条の82、第68条の83	昭和58年度	—	1	0	0
	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第66条、第68条の84	平成18年度	—	—	—	—
	平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	第66条の2、第68条の85	平成21年度	平成22.12.3 1(土地等の取得期限)	144	372	91
	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、第68条の94	昭和36年度	平成30.3.31	15	27	2
	転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4、第68条の102	昭和46年度	—	7	0	0
	小計				2,849	1兆0407	2267
計 84項目		(直接控除)	829,263			9809	
		(課税の繰延べ)	612,307			4902	
合計				1,441,570		1兆4711	

- 注(1) 平成25年4月1日から26年3月31までの間に終了した事業年度において適用を受けた調査対象特別措置について対象にしている。
- 注(2) 「適用件数」及び「適用総額」は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて、「創設年度」及び「減収額」は財務省資料に基づいてそれぞれ作成した。
- 注(3) 平成26年度創設の調査対象特別措置については、25年度の適用実績がないため、斜線にしている。
- 注(4) 調査対象特別措置84項目のうち、1項目に税額控除と特別償却の2方式が規定されているものについては方式ごとに区分してそれぞれ記載している。
- 注(5) 「認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例」及び「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」の2項目については、前記法人税関係の特別措置116項目において合わせて1項目として区分している。
- 注(6) 「関西国際空港用地整備準備金」及び「中部国際空港整備準備金」の2項目については、前記法人税関係の特別措置116項目において合わせて1項目として区分している。
- 注(7) 「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」については、前記法人税関係の特別措置116項目において「交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」及び「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」の2項目に区分しているものを、合わせて1項目として記載している。
- 注(8) 「創設年度」について、各調査対象特別措置に関して複数の創設年度がある場合には、一番古い年度を記載している。
- 注(9) 期限の定めのない調査対象特別措置については、「適用期限等」に「-」と記載している。
- 注(10) 平成27年4月1日時点で廃止されている調査対象特別措置については、「適用期限等」に「廃止」と記載している。
- 注(11) 「適用件数」は、適用がない場合には「-」と記載している。
- 注(12) 「適用総額」及び「減収額」は適用がない場合には「-」と、金額が1億円未満の場合には「0」とそれぞれ記載している。

23、24、25各年度の適用実態報告書における調査対象特別措置の適用状況の推移は、図表10-2のとおりであり、適用件数は23年度1,254,869件、24年度1,323,396件、25年度1,443,402件と増加傾向にあり、100万件超となっていた。また、財務省が適用実態報告書を基に試算した減収額についても、23年度9049億円、24年度1兆0003億円、25年度1兆4805億円と増加傾向にあり、24、25両年度は1兆円超となっていた。

図表10-2 調査対象特別措置の適用状況の推移

特別措置の名称	平成23年度			24年度			25年度		
	適用件数 (件)	適用総額 (億円)	減収額 (財務省 試算) (億円)	適用件数 (件)	適用総額 (億円)	減収額 (財務省 試算) (億円)	適用件数 (件)	適用総額 (億円)	減収額 (財務省 試算) (億円)
中小企業者等の法人税率の特例	677,525	2兆3541	942	704,491	2兆4979	999	744,488	2兆7112	1084
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	9,895	3395	3395	11,177	3952	3952	12,703	6240	6240
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)	3,299	1128	225	1,941	468	88	1,540	567	81
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却(環境関連投資促進税制)	120	8	1	2,834	1160	175	10,125	5525	713
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(環境関連投資促進税制)	167	1	1	710	6	6	1,812	23	23
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(中小企業投資促進税制)	21,132	1995	399	24,342	2282	419	27,847	2642	462
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)	15,630	115	115	18,479	132	132	22,983	149	149
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	-	14	17	17	29	25	25
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	1,313	21	21	4,334	65	65	4,630	75	75
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却 注(3)							156	274	42
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の法人税額の特別控除 注(3)							831	194	194
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 注(3)							10,874	420	420
船舶の特別償却	40	369	19	57	610	48	41	267	29
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	1,731	297	21	1,828	303	27	2,069	373	33
海外投資等損失準備金	14	384	110	10	176	48	12	113	23
使用済燃料再処理準備金	9	4667	45	9	1334	82	9	1268	88
保険会社等の異常危険準備金	49	1294	236	53	1157	270	56	1339	301
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	16	633	148	16	541	141	16	461	114
中小企業等の貸倒引当金の特例	9,293	4989	88	8,994	4340	66	8,745	4440	61
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	44	500	144	42	776	210	42	652	161
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	16	170	51	20	258	70	21	302	75
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	6	141	4	7	235	9	8	484	84
農業経営基盤強化準備金	1,349	97	21	1,640	124	25	1,583	105	20
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	517	1647	323	382	1353	242	393	1630	339
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	137	578	107	99	768	170	134	4664	1121
収用換地等の場合の所得の特別控除	2,856	410	57	2,739	388	48	2,935	399	47
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	1,318	4952	881	1,197	3485	643	1,199	3641	700
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	247	307	69	186	368	92	144	372	91
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	48,153	738	142	74,131	1187	239	95,814	1467	273
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例 注(4)	12,665	183	39	13,177	103	18	16,471	106	23
特定の医療法人の法人税率の特例	242	488	37	234	594	41	232	566	36
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	425,223	2347	238	431,038	2423	242	459,729	2613	251
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	7,973	342	16	8,584	573	33	6,809	772	42
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	23	1116	14	12	1007	208	14	939	183
特定目的会社に係る課税の特例	428	1548	441	501	2660	552	489	2870	597
投資法人に係る課税の特例	71	1580	348	76	1960	382	90	2542	471
その他	13,368		351	10,042		244	8,329		134
計	1,254,869		9049	1,323,396		1兆0003	1,443,402		1兆4805
計の対前年度增加適用件数、減収額	-		-	68,527		954	120,006		4802
計の対前年度比 (%)	-		-	5.4		10.5	9.0		48.0

注(1) 「適用件数」及び「適用総額」については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)に基づいて作成した。「減収額」については、財務省資料に基づいて作成した。

注(2) 平成25年度において減収額が20億円以上の特別措置を記載しており、20億円未満の特別措置については「その他」に含めている。

注(3) 「国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却」、「国内の設備投資額が増加した場合の機械等の法人税額の特別控除」及び「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」については、制度創設が平成25年度であることから、「平成23年度」及び「24年度」を全て斜線としている。

注(4) 「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」の平成23年度の「適用件数」及び「適用総額」には「認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例」の「適用件数」及び「適用総額」が含まれる。

注(5) 平成26年4月1日時点で廃止されている調査対象特別措置も記載しているため、「適用件数」及び「減収額」の計は図表10-1と一致しない。

注(6) 「適用総額」の「その他」、「計」、「計の対前年度增加適用件数、減収額」及び「計の対前年度比」については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)において集計されていないことから、斜線としている。

前記のとおり、適用件数、減収額ともに増加傾向にあり、適用件数の多い項目及び減収額の多額な項目が見受けられたことから、24年度における適用件数及び減収額の上位10項目に係る23、24、25各年度の適用状況をみたところ、図表11-1及び図表11-2のとおりとなっていて、適用件数については、各年度いずれも上位2項目で100万件超と全体の8割以上を占めていた。また、減収額の主なものは「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）」（以下「研究開発税制」という。）が、23年度3395億円（37.5%）、24年度3952億円（39.5%）、25年度6240億円（42.1%）、「中小企業者等の法人税率の特例」が、23年度942億円（10.4%）、24年度999億円（9.9%）、25年度1084億円（7.3%）となっており、各年度いずれもこれらの2項目で全体の約半分を占めていた。

図表11-1 平成24年度における適用件数の上位10項目に係る23、24、25各年度の適用状況

特別措置の名称	方式	手法	平成23年度		24年度		25年度	
			適用件数 (件)	構成割合 (%)	適用件数 (件)	構成割合 (%)	適用件数 (件)	構成割合 (%)
中小企業者等の法人税率の特例	直接控除	税率の軽減	677,525	53.9	704,491	53.2	744,488	51.5
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	課税の繰延べ	特別償却	425,223	33.8	431,038	32.5	459,729	31.8
上位2項目計	—	—	1,102,748	87.8	1,135,529	85.8	1,204,217	83.4
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	課税の繰延べ	準備金等	48,153	3.8	74,131	5.6	95,814	6.6
中小企業者等が機械等を取得了した場合の特別償却(中小企業投資促進税制)	課税の繰延べ	特別償却	21,132	1.6	24,342	1.8	27,847	1.9
中小企業者等が機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)	直接控除	税額控除	15,630	1.2	18,479	1.3	22,983	1.5
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例 <sup>注(2)</sup>	直接控除	所得控除	12,665	1.0	13,177	0.9	16,471	1.1
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	直接控除	税額控除	9,895	0.7	11,177	0.8	12,703	0.8
中小企業等の貸倒引当金の特例	課税の繰延べ	引当金	9,293	0.7	8,994	0.6	8,745	0.6
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	直接控除	所得控除	7,973	0.6	8,584	0.6	6,809	0.4
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	直接控除	税額控除	1,313	0.1	4,334	0.3	4,630	0.3
図表10-2 計欄(再掲)	—	—	1,254,869	100.0	1,323,396	100.0	1,443,402	100.0

注(1) 「適用件数」については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて作成した。

注(2) 「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」の平成23年度の「適用件数」には「認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例」の「適用件数」が含まれる。

図表11-2 平成24年度における減収額の上位10項目に係る23、24、25各年度の適用状況

特別措置の名称	方式	手法	平成23年度		24年度		25年度	
			減収額 (財務省試算) (億円)	構成割合 (%)	減収額 (財務省試算) (億円)	構成割合 (%)	減収額 (財務省試算) (億円)	構成割合 (%)
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	直接控除	税額控除	3395	37.5	3952	39.5	6240	42.1
中小企業者等の法人税率の特例	直接控除	税率の軽減	942	10.4	999	9.9	1084	7.3
上位2項目計	—	—	4337	47.9	4951	49.4	7324	49.4
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	課税の繰延べ	圧縮記帳	881	9.7	643	6.4	700	4.7
特定目的会社に係る課税の特例	直接控除	所得控除	441	4.8	552	5.5	597	4.0
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(中小企業投資促進税制)	課税の繰延べ	特別償却	399	4.4	419	4.1	462	3.1
投資法人に係る課税の特例	直接控除	所得控除	348	3.8	382	3.8	471	3.1
保険会社等の異常危険準備金	課税の繰延べ	準備金等	236	2.6	270	2.6	301	2.0
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	課税の繰延べ	圧縮記帳	323	3.5	242	2.4	339	2.2
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	課税の繰延べ	特別償却	238	2.6	242	2.4	251	1.6
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	課税の繰延べ	準備金等	142	1.5	239	2.3	273	1.8
図表10-2 計欄(再掲)	—	—	9049	100.0	1兆0003	100.0	1兆4805	100.0

(注) 「減収額」については、財務省資料に基づいて作成した。

## (2) 法人税関係の特別措置等の関係省庁と政策目的分野別の適用状況

### ア 法人税関係の特別措置等の関係省庁

前記法人税関係の特別措置116項目及び震災特例21項目の計137項目のうち、関係省庁が所管する政策に係る特別措置等は109項目となる。そして、109項目の中には、複数の関係省庁の政策目的に関連する法人税関係の特別措置等があり、図表12のとおり、26年4月1日現在で57項目となっていた。これらについては、当該複数の関係省庁が共同して税制改正要望を行う場合もある。

図表12 複数の関係省庁の政策目的に関連する法人税関係の特別措置等  
(特別措置)

関係省庁数	特別措置の名称	措置法条文	関係省庁
7	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	第42条の4、 第42条の4の2、 第68条の9、 第68条の9の2	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
6	収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2、 第68条の73	復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	内閣府本府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省
5	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(環境関連投資促進税制)	第42条の5、 第68条の10	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)	第42条の6、 第68条の11	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	第64条、 第64条の2、 第68条の70、 第68条の71	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3、 第68条の74	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省
	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4、 第68条の75	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	第68条の4	金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
4	保険会社等の異常危険準備金	第57条の5、 第68条の55	金融庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省
	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条、 第68条の72	農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省
	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条、 第68条の72	農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省
	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、 第68条の94	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第66条の11、 第68条の95	金融庁、農林水産省、経済産業省、環境省
	振替社債等の利子の課税の特例	第67条の17	金融庁、総務省、経済産業省、国土交通省
3	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	内閣府本府、経済産業省、国土交通省
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	内閣府本府、総務省、経済産業省
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の12の3、 第68条の15の4	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
	特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条、 第68条の27	総務省、農林水産省、国土交通省
	特定再開発建築物等の割増償却	第47条の2、 第68条の35	内閣府本府、経済産業省、国土交通省
	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	内閣府本府、総務省、経済産業省
	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入	第66条の11の2、	内閣府本府、外務省、環境省

	等の特例	第68条の96	
	転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4、 第68条の102	農林水産省、国土交通省、環境省
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5、 第68条の102の2	総務省、厚生労働省、経済産業省
2	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の9、 第45条、 第68条の13、 第68条の27	内閣府本府、経済産業省
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の9、 第45条、 第68条の13、 第68条の27	内閣府本府、経済産業省
	耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2、 第68条の17	内閣府本府、国土交通省
	特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5、 第68条の26	内閣府本府、総務省
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条、 第68条の34	厚生労働省、国土交通省
	倉庫用建物等の割増償却	第48条、 第68条の36	内閣府本府、国土交通省
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	内閣府本府、経済産業省
	交際費等の損金不算入	第61条の4、 第68条の66	厚生労働省、経済産業省
	土地の譲渡等がある場合の特別税率	第62条の3、 第68条の68	総務省、国土交通省
	短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率	第63条、 第68条の69	総務省、国土交通省
	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5、 第68条の76	農林水産省、国土交通省
	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10、 第68条の81	農林水産省、国土交通省
	中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第67条の5の2、 第68条の102の3	金融庁、経済産業省
	特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例	第67条の5の3、 第68条の102の4	内閣府本府、国土交通省
	特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	第67条の11	金融庁、財務省
	特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14	金融庁、国土交通省
	投資法人に係る課税の特例	第67条の15	金融庁、国土交通省
	外国組合員に対する課税の特例	第67条の16	金融庁、経済産業省
	振替国債等の利子の課税の特例	第67条の17	総務省、財務省
	民間国外債等の利子の課税の特例	第67条の17	金融庁、経済産業省
	外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例	第67条の17	金融庁、財務省

(震災特例)

関係省 庁数	震災特例の名称	震災特例法条文	関係省庁
3	被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第17条、 第25条	金融庁、復興庁、経済産業省
	被災代替資産等の特別償却	第18条、 第26条	復興庁、経済産業省、国土交通省
2	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(復興産業集積区域における機械装置等)	第17条の2、 第25条の2	復興庁、経済産業省
	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅)	第17条の2、 第25条の2	復興庁、国土交通省
	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第17条の2の2、 第25条の2の2	復興庁、経済産業省
	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第17条の2の3、 第25条の2の3	復興庁、経済産業省
	企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3の2、 第25条の3の2	復興庁、経済産業省
	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3の3、 第25条の3の3	復興庁、経済産業省
	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	第18条の2、 第26条の2	復興庁、国土交通省
	再投資等準備金	第18条の3、 第26条の3	復興庁、経済産業省
	再投資設備等の特別償却	第18条の4、 第26条の4	復興庁、経済産業省

(注) 関係省庁及び財務省から提出された資料に基づいて作成した。

これら法人税関係の特別措置等57項目は、複数の関係省庁の政策目的に関連することから、様々な政策目的が混在する内容となっている。しかし、適用実態報告書には、調査対象特別措置の項目ごとの業種別、資本階級別若しくは所得階級別又はこれらを組み合わせた区分別の適用法人数及び適用総額等の記載があるものの、調査対象特別措置と各関係省庁が所管する政策及び複数の関係省庁の関連性について明らかにする資料はなく、また、震災特例については、前記のとおり適用実態調査の対象とされていない。

#### イ 政策目的分野別の事務事業別特別措置の適用状況

法人税関係の特別措置等のうち関係省庁が所管する政策に係る109項目について、関係省庁から提出された資料等を基に、更に各関係省庁が所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業に区分すると、別表のとおりであり、その概要については、図表13のとおり、特別措置関係216項目、震災特例関係27項目、計243項目（以下、このように区分された法人税関係の特別措置等を「事務事業別特別措置」という。）となっていた。

図表13 事務事業別特別措置の概要

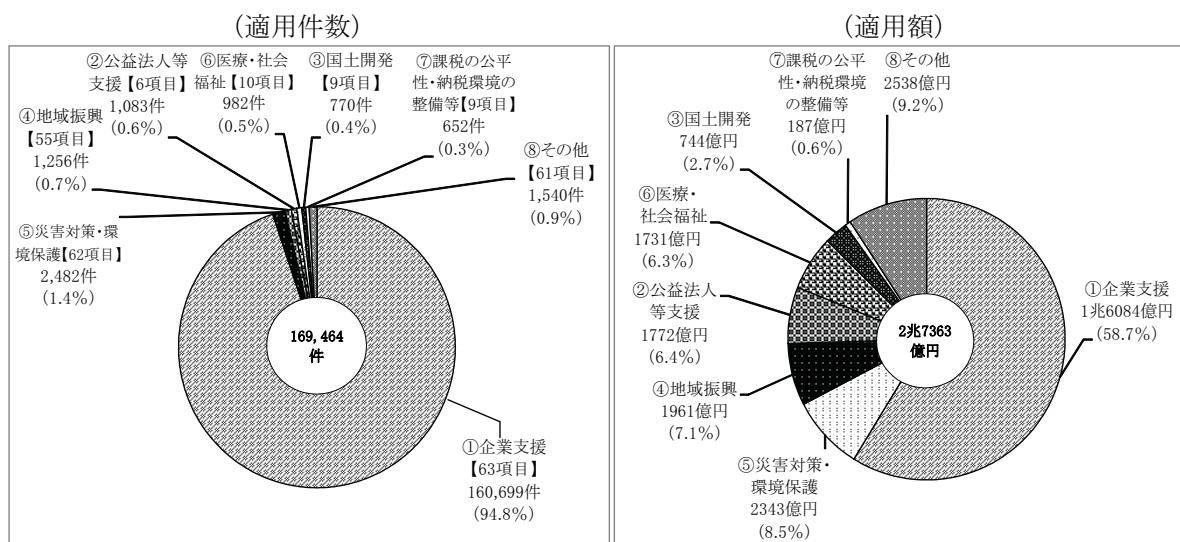
(単位：項目)

関係省庁	特別措置の事務事業別特別措置の項目数	震災特例の事務事業別特別措置の項目数	左の計	左のうち要望事項の取りまとめを行う項目数
内閣府本府	25	—	25	19
金融庁	17	1	18	14
復興庁	1	13	14	13
総務省	18	—	18	5
外務省	2	—	2	—
財務省	5	—	5	3
文部科学省	2	—	2	—
厚生労働省	20	—	20	12
農林水産省	25	—	25	11
経済産業省	40	9	49	26
国土交通省	37	4	41	28
環境省	18	—	18	14
防衛省	6	—	6	2
計	216	27	243	147

(注) 関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

そして、事務事業別特別措置243項目がどのような政策目的の実現のために使われているのか、その傾向を明らかにするために、関係省庁から提出された資料を基に、当該政策目的の分野別に分類して、e-Taxデータにより適用件数及び適用額を集計した事務事業別特別措置の政策目的分野別の適用状況は、図表14のとおりであり、主な項目として、「企業支援」を目的とするものが63項目あり、その適用件数及び適用額の合計は、160,699件、1兆6084億円となっていて、それぞれ全体の94.8%、58.7%を占める状況となっていた。

図表14 事務事業別特別措置の政策目的分野別の適用状況



注(1) 関係省庁から提出された資料を基にe-Taxデータを集計して作成した。

注(2) 一つの措置で複数の政策目的分野を有する26項目については、「適用件数」及び「適用額」を重複計上している。

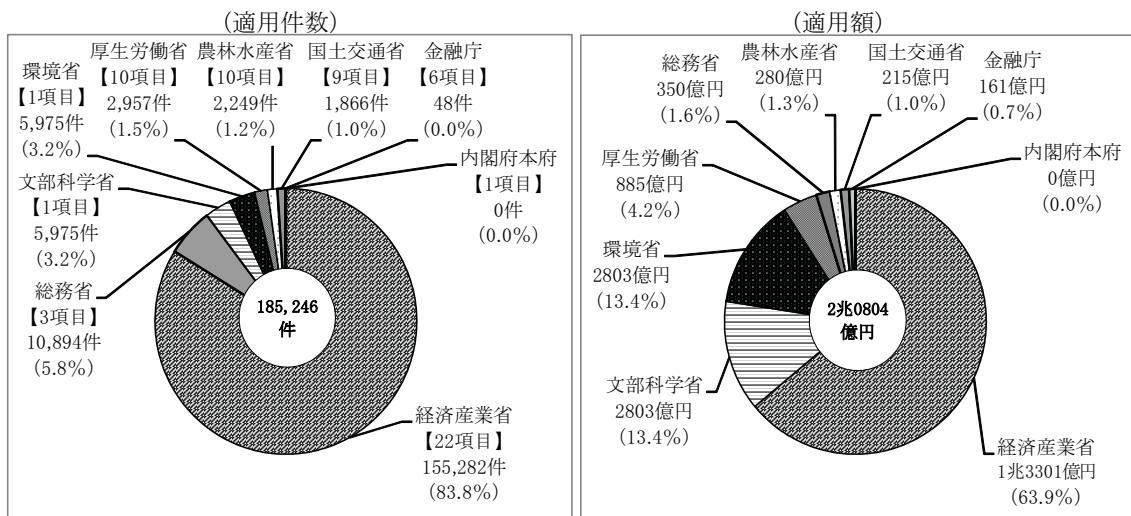
注(3) ( )内は全体に占める割合である。

### (3) 企業支援を目的とする法人税関係の特別措置等について

#### ア 企業支援を目的とする事務事業別特別措置の関係省庁別の適用状況

適用額の多い「企業支援」を政策目的分野とする事務事業別特別措置63項目について、関係省庁別の適用状況を示すと、図表15のとおりとなっていて、経済産業省に係るものが22項目あり、適用件数及び適用総額は、155,282件、1兆3301億円となっている。

図表15 事務事業別特別措置の「企業支援」を政策目的分野とする関係省庁別の適用状況



注(1) 関係省庁から提出された資料を基にe-Taxデータを集計して作成した。

注(2) 一つの措置で複数の関係省庁の政策目的に関連する9項目については、「適用件数」及び「適用額」を重複計上している。

注(3) ( )内は全体に占める割合である。

## イ 研究開発税制の適用状況

### (ア) 研究開発税制の概要

(注4)

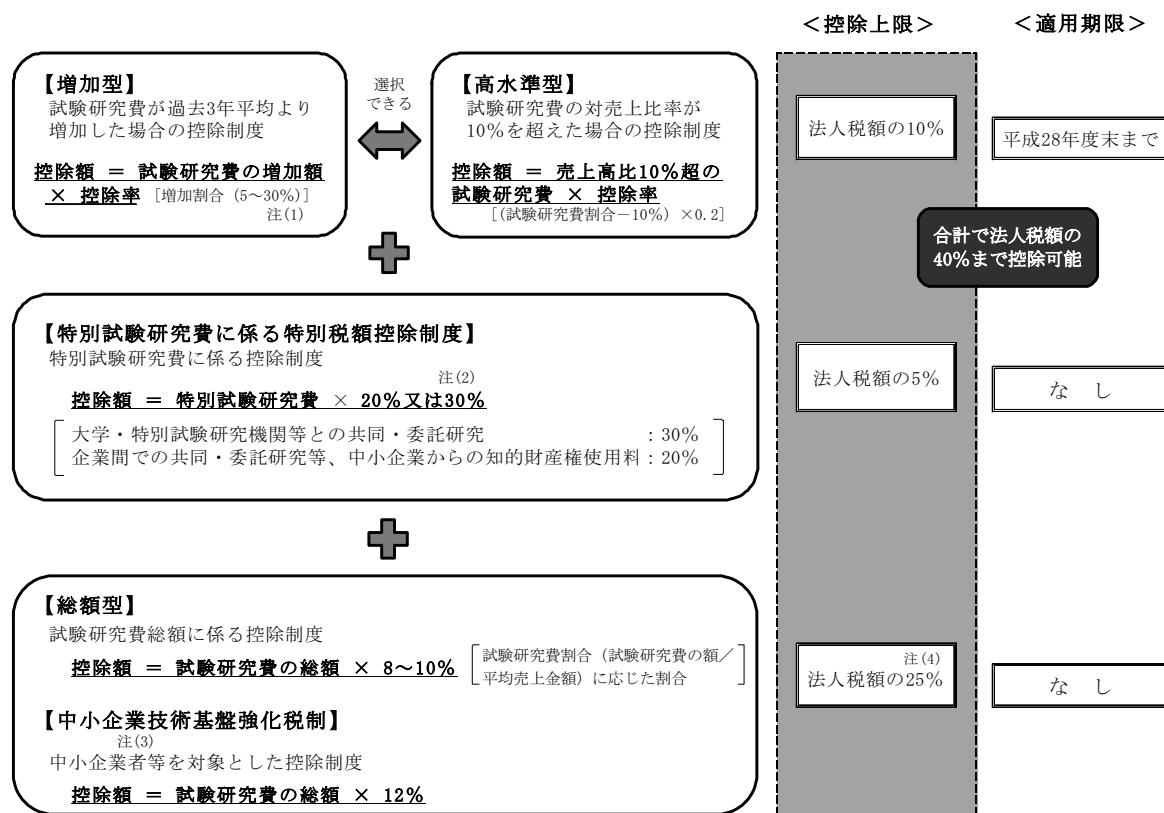
研究開発税制は、支出した試験研究費のうち一定額を法人税額から控除する制度で、企業の試験研究活動に対して法人税の軽減という形で助成措置を講ずることを目的として昭和42年に約3年間の時限措置として創設された。そして、平成15年度税制改正において、21世紀の我が国を支える産業・技術の創出につながるとの考え方から、制度の基幹的部分は期限を区切らない制度とされた上で、その後も随時制度改正が行われてきた。その結果、現行制度の基幹的部分と上乗せ措置部分を最大限に活用できた場合には、当該事業年度に納付すべき法人税額の40%相当額を控除することができることとなっている。

また、適用対象は、青色申告書を提出する法人等であれば内国法人でも外国法人でもよく、公益法人等や法人格のない社団等で収益事業を行うものについても幅広く制度の適用対象とされている。

現行の研究開発税制の概要は、図表16のとおりであり、基幹的部分である①総額型、②中小企業技術基盤強化税制及び③特別試験研究費に係る特別税額控除制度、上乗せ措置部分である④増加型及び⑤高水準型の五つのタイプで構成されている（平成27年4月現在）。

(注4) 試験研究費 研究開発税制における試験研究費とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされている。

図表16 研究開発税制の概要



注(1) 平成26年度税制改正前の控除率は5%である。

注(2) 平成27年度税制改正前の控除率は12%である。

注(3) 資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人（発行済株式総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。）又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人をいう。

注(4) 平成27年度税制改正前は特別試験研究費に係る特別税額控除制度と合わせて20%（21年4月1日から24年3月31日まで及び25年4月1日から27年3月31日までの間に開始する各事業年度は30%）である。また、控除額が控除上限を超過した場合、一定要件の下に超過部分について翌年度に繰越可能であった（繰越控除制度）。

#### (イ) 研究開発税制の達成目標等

研究開発税制については、25年度から27年度までの税制改正の際に、制度の拡充や延長を図ることなどを記載した要望書等を経済産業省が取りまとめて総務省等8省が共同で財務省に提出しており、そのうち、27年度税制改正の要望書に記載された研究開発税制の達成目標等は、図表17のとおりである。

同要望書等によれば、我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することなどが政策目的とされている。そして、達成目標については、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）の中で、「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、（中略）官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」とされて

いることを踏まえ、民間研究開発投資を28年度までに對GDP比で世界第1位に復活することを目指すとし、具体的な数値水準としては、對GDP比3%以上とされている。

図表17 研究開発税制の達成目標等

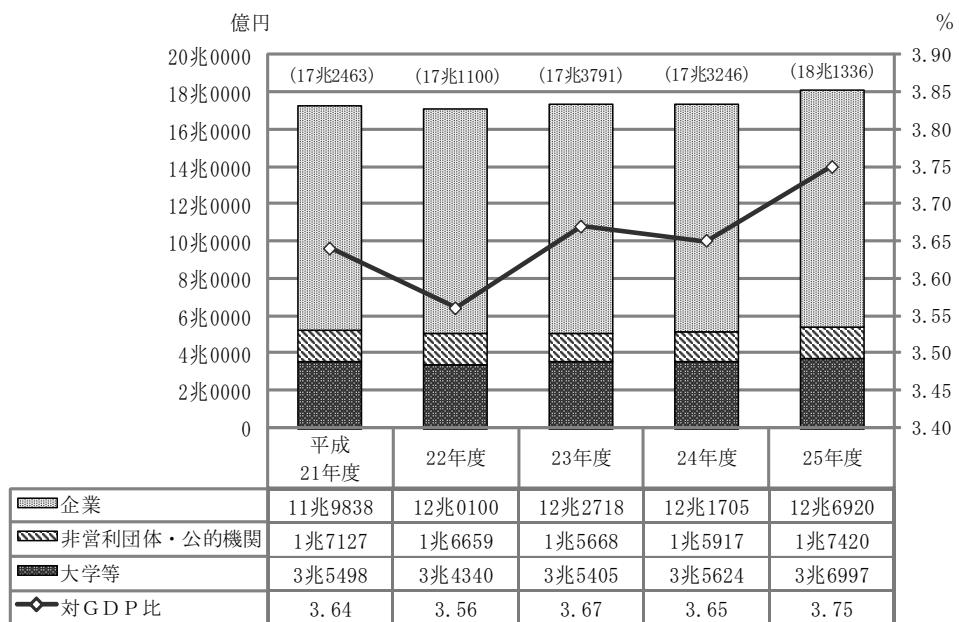
関係省庁	政策目的	達成目標	達成目標に係る測定指標	達成目標実現による寄与
総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 注(2) 防衛省	我が国の研究開発投資総額（平成24年度：17.3兆円）の約7割（同：12.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を28年度までに對GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、對GDP比3%以上である。 あわせて、自前主義からオープンイノベーションへの企業行動を変革する。	<u>民間研究開発投資を今後3年以内に對GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。</u> 数値水準としては、對GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る（「日本再興戦略」改訂2014）。	民間研究開発投資の對GDP比率の国際比較	我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の對GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。

注(1) 「平成27年度税制改正（租税特別措置）要望事項」（総務省等8省）等に基づいて作成した。

注(2) 防衛省は平成26年度税制改正以前は税制改正要望をしていない。

なお、我が国における企業、非営利団体・公的機関及び大学等が研究関係業務に要した経費と對GDP比の推移は、図表18のとおりであり、25年度の對GDP比は3.75%となっていた。

図表18 研究関係業務に要した経費と対GDP比の推移



注(1) 総務省の「科学技術研究調査結果（平成26年）」に基づいて作成した。

注(2) 科学技術研究調査における「研究費」とは、研究関係業務を行うために支出されるあらゆる経費で、研究関係業務に要する人件費、原材料費、固定資産の取得費、リース料その他の経費であり、研究開発税制における「試験研究費」とは一致しない。

#### (ウ) 研究開発税制の業種別の適用状況

適用実態報告書によれば、23年度から25年度までの研究開発税制の適用実績は図表19のとおりとなっていて、適用件数についてみると、製造業を中心に幅広い業種で適用されていた。また、適用額についてみると、25年度において適用総額が5455億余円で、前年度の3495億余円と比べ1960億余円（56.0%増）増加している。さらに、3か年度分の合計では全業種の適用総額の合計が1兆2254億余円となっていて、このうち「化学工業」が2965億余円（24.2%）と最も多額で、次いで「輸送用機械器具製造業」が2651億余円（21.6%）となっていた。

図表19 研究開発税制の適用実績

業種	平成23年度		24年度		25年度		計		
	適用件数 (件)	適用額 (百万円)	適用件数 (件)	適用額 (百万円)	適用件数 (件)	適用額 (百万円)	適用件数 (件)	適用額 (百万円)	割合 (%)
農林水産業	30	94	45	143	33	172	108	410	0.0
鉱業	24	651	31	655	27	804	82	2,111	0.1
建設業	350	2,976	398	3,381	495	4,227	1,243	10,586	0.8
製造業	6,345	274,226	7,005	302,397	7,919	474,716	21,269	1,051,340	85.7
食料品製造業	684	10,432	719	10,550	749	9,760	2,152	30,744	2.5
繊維工業	145	679	158	866	185	1,387	488	2,934	0.2
木材、木製品製造業	39	142	40	165	51	187	130	495	0.0
家具、装備品製造業	32	187	29	183	43	221	104	592	0.0
パルプ、紙、紙製品製造業	112	1,098	119	1,457	122	1,916	353	4,472	0.3
新聞業、出版業又は印刷業	54	408	54	584	59	490	167	1,483	0.1
化学工業	1,148	102,600	1,200	85,012	1,349	108,977	3,697	296,590	24.2
石油製品製造業	64	1,582	73	2,219	69	1,480	206	5,282	0.4
石炭製品製造業	5	63	7	104	8	143	20	312	0.0
ゴム製品製造業	95	5,962	108	8,263	115	9,070	318	23,296	1.9
皮革、同製品製造業	11	27	10	53	18	103	39	184	0.0
窯業又は土石製品製造業	175	7,592	192	5,023	215	7,959	582	20,574	1.6
鉄鋼業	92	1,668	91	1,061	110	7,496	293	10,227	0.8
非鉄金属製造業	77	1,076	113	1,430	130	3,555	320	6,062	0.4
金属製品製造業	556	3,889	623	4,372	741	5,386	1,920	13,648	1.1
機械製造業	730	20,813	892	40,270	999	48,546	2,621	109,630	8.9
産業用電気機械器具製造業	581	21,907	622	20,814	741	27,663	1,944	70,385	5.7
民生用電気機械器具電球製造業	127	747	178	3,241	181	7,861	486	11,850	0.9
通信機械器具製造業	114	2,029	136	4,316	148	5,951	398	12,297	1.0
輸送用機械器具製造業	393	29,182	437	64,266	540	171,745	1,370	265,194	21.6
理化学機械器具等製造業	252	7,352	273	5,000	282	8,004	807	20,356	1.6
光学機械器具等製造業	90	19,339	97	2,300	117	4,111	304	25,751	2.1
時計、同部品製造業	6	71	9	116	10	71	25	259	0.0
その他の製造業	763	35,371	825	40,719	937	42,619	2,525	118,711	9.6
卸売業	1,270	12,897	1,344	8,438	1,482	12,370	4,096	33,706	2.7
小売業	207	1,850	212	1,344	222	1,227	641	4,421	0.3
料理飲食旅館業	27	27	21	26	38	25	86	80	0.0
金融保険業	23	192	26	200	35	2,223	84	2,617	0.2
不動産業	35	258	35	97	41	79	111	435	0.0
運輸通信公益事業	65	23,220	70	23,173	103	31,618	238	78,012	6.3
サービス業	1,043	7,554	1,175	4,720	1,346	7,580	3,564	19,855	1.6
その他	61	6,469	82	4,945	110	10,497	253	21,912	1.7
計	9,480	330,421	10,444	349,524	11,851	545,544	31,775	1,225,490	100.0

注(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて作成した。

注(2) 繰越控除制度分は集計から除いている。図表20についても同じ。

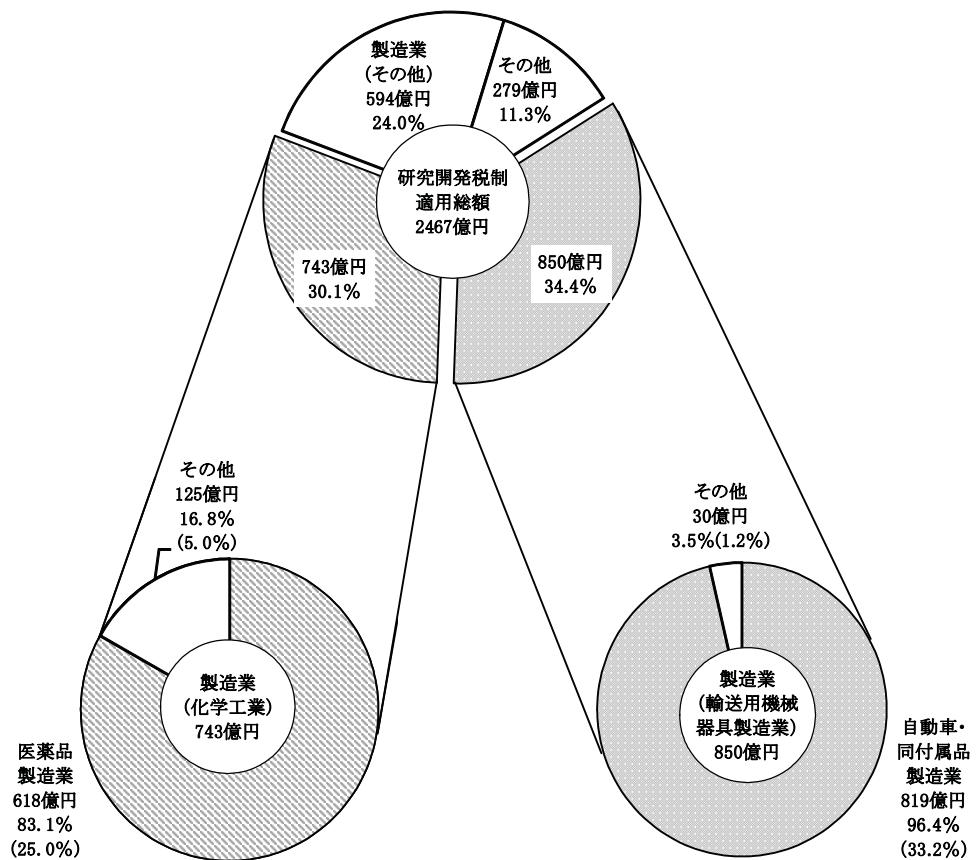
注(3) 「割合」の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても「計」の数値と一致しない。

研究開発税制の関係省庁は、研究開発税制と他の支援措置等との役割分担について、特定された分野等における成果の獲得を目指す予算上の措置と異なり、研究開発税制は、民間活力による研究開発促進を幅広く促進する制度であるとしている。そして、「経済産業省企業アンケート調査」等の結果を基に、実際の利用実態も幅広い業種で利用されているとしている。

前記のとおり、適用実態報告書の23年度から25年度までの3か年度の適用額の合計は、「化学工業」が2965億余円（24.2%）、「輸送用機械器具製造業」が2651億余円（21.6%）となっていたが、適用実態報告書では、「化学工業」及び「輸

「送用機械器具製造業」に含まれる具体的な適用業種の内訳については明らかにされていないことから、e-Taxデータにより集計した研究開発税制における「化学工業」及び「輸送用機械器具製造業」の適用件数及び適用額を適用業種ごとに更に細分類したところ、適用件数は、幅広い業種で適用されていた。一方、適用額は、図表20のとおり、「化学工業」のうち「医薬品製造業」が618億円で化学工業全体の適用額743億円の83.1%を占めており、「輸送用機械器具製造業」のうち「自動車・同付属品製造業」が819億円で、輸送用機械器具製造業全体の適用額850億円の96.4%を占めていた。

图表20 e-Taxデータにより集計した研究開発税制における「化学工業」及び「輸送用機械器具製造業」の業種別の適用状況（適用額）



注(1) 業種別の適用状況について、細分類での実態の把握を目的とするため、e-Taxデータから集計した。これにより集計された「研究開発税制」の適用総額2467億円は、適用実態報告書の研究開発税制の適用総額の20.1%相当となっている。

注(2) 下の円グラフの（ ）内は適用総額2467億円に占める割合である。

(イ) 研究開発税制の適用による減収額の多額な法人の状況

前記のとおり、研究開発税制に係る減収額が最も多額であることから、23、24、25各年度の適用実態報告書により、研究開発税制の適用による減収額の多額な単体法人上位10法人、連結法人上位10法人、計20法人の状況をみたところ、図表21のとおりとなっていて、これらの20法人で、各年度の研究開発税制に係る減収額全体の38.6%（23年度）、41.9%（24年度）、50.2%（25年度）を占めていた。そして、研究開発税制の減収額23年度3395億円、24年度3952億円、25年度6240億円のところ、減収額が100億円を超える法人は、23年度3法人、24年度5法人、25年度8法人となっていた。

(注5) 単体法人 連結納税制度における連結法人以外の法人

(注6) 連結法人 連結納税制度における連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

図表21 研究開発税制の適用による減収額の多額な法人の状況

(単位：億円)

区分	平成23年度		24年度		25年度	
	順位	減収額	順位	減収額	順位	減収額
単体法人	1	157	1	206	1	210
	2	139	2	130	2	201
	3	120	3	117	3	165
	4	93	4	68	4	111
	5	62	5	65	5	97
	6	55	6	64	6	63
	7	51	7	59	7	60
	8	43	8	54	8	59
	9	43	9	36	9	58
	10	42	10	31	10	45
小計		808		833		1072
連結法人	1	97	1	257	1	1200
	2	68	2	185	2	211
	3	59	3	96	3	163
	4	58	4	55	4	100
	5	57	5	53	5	90
	6	40	6	45	6	78
	7	35	7	43	7	57
	8	33	8	35	8	55
	9	29	9	27	9	54
	10	23	10	24	10	52
小計		504		825		2064
単体法人と連結法人の20法人の計(a)		1313		1658		3137
研究開発税制の適用による減収額(b)		3395		3952		6240
(b)に対する20法人の割合(a/b)		38.6%		41.9%		50.2%

注(1) 「減収額」については、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)に基づいて作成した。

注(2) 「減収額」は端数処理を行っているため、合計しても計欄の計数と一致しないものがある。

#### (4) 法人税関係の震災特例について

##### ア 震災特例の概要

法人税関係の震災特例は、東日本大震災により被災した法人等の負担の軽減を図るなどのための税制上の政策手段として震災特例法において規定されている。法人税関係の震災特例の概要は図表22のとおりであり、その内容は震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却等となっていて、前記のとおり26年4月1日現在で21項目ある。

前記のとおり、震災特例の税制改正の手続は、平成24年度税制改正以降、特別措置と同様に行われているが、震災特例に関しては、政策評価法等において政策評価の実施が義務付けられておらず、また、適用実態調査の対象とされていない。

図表22 法人税関係の震災特例の概要

方式	手法	震災特例の名称	震災特例法条文	対象法人	創設年度	適用期限	税額控除	特別償却	関係省庁
直接控除	税額控除	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（復興産業集積区域における機械装置等）	第17条の2、第25条の2	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	平成23年度	平成28.3.31	取得価額の15%又は8%、ただし法人税額の20%が限度	—	復興庁 経済産業省
		復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅）					取得価額の8%、ただし法人税額の20%が限度		復興庁 国土交通省
	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第17条の2の2、第25条の2の2	避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について福島県知事の認定を受けた法人	平成25年度	企業立地促進計画の提出のあった日又は避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日	取得価額の15%又は8%、ただし法人税額の20%が限度	—	復興庁 経済産業省	
	避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第17条の2の3、第25条の2の3	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の規定により福島県知事の確認を受けた法人	平成24年度	避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日以後5年を経過する日	取得価額の15%又は8%、ただし法人税額の20%が限度	—	復興庁 経済産業省	
	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3、第25条の3	東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	平成23年度	平成28.3.31(認定地方公共団体の指定期限)	支給する給与等の額の10%、ただし法人税額の20%が限度	—	復興庁	
	企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3の2、第25条の3の2	避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について福島県知事の認定を受けた法人	平成25年度	企業立地促進計画の提出のあった日又は避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日(福島県知事の指定期限)	支給する給与等の額の20%、ただし法人税額の20%が限度	—	復興庁 経済産業省	
	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税	第17条の3の3、第25条の3	福島復興再生特別措置法の規定により福	平成24年度	避難解除区域等に係る避難指示の	支給する給与等の額の20%、ただ	—	復興庁 経済産業省	

	額の特別控除	の3	島県知事の確認を受けた法人		全てが解除された日以後3年を経過する日(福島県知事の確認期限)	し法人税額の20%が限度		
	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等	第17条の5、第25条の5	東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	平成23年度	平成28.3.31	特別試験研究費の額の20%、ただし法人税額の5%が限度注(2)	—	復興庁
課税の繰延べ	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却(復興産業集積区域における機械装置等)	第17条の2、第25条の2	東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	平成23年度	平成28.3.31	—	即時償却又は取得価額の25%	復興庁 経済産業省
	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却(復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅)				平成29.3.31	—	取得価額の25%	復興庁 国土交通省
	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却	第17条の2の2、第25条の2の2	避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について福島県知事の認定を受けた法人	平成25年度	企業立地促進計画の提出のあった日又は避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいざれか遅い日以後5年を経過する日	—	即時償却又は取得価額の25%	復興庁 経済産業省
	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却	第17条の2の3、第25条の2の3	福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の確認を受けた法人	平成24年度	避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日以後5年を経過する日	—	即時償却又は取得価額の25%	復興庁 経済産業省
	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等	第17条の5、第25条の5	東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	平成23年度	平成28.3.31	—	即時償却	復興庁
	被災代替資産等の特別償却	第18条、第26条	全ての法人	平成23年度	平成28.3.31	—	一定の中小企業者等:取得価額の18%又は36% その他:取得価額の15%又は30%	復興庁 経済産業省 国土交通省
	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	第18条の2、第26条の2	全ての法人(清算中の法人を除く。)	平成23年度	平成29.3.31	—	普通償却限度額の70%又は50%	復興庁 国土交通省

	再投資設備等の特別償却	第18条の4、第26条の4	再投資等準備金の金額を有する法人	平成23年度	再投資等準備金の残高がある期間	—	即時償却(準備金残高を限度)	復興庁 経済産業省
	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例（震災特例分）	第18条の5、第26条の5	減価償却資産につき、一定の震災特例の適用を受けた法人	平成23年度	—	—	特別償却不足額の1年間の繰越し	—
	準備金方式による特別償却（震災特例分）	第18条の6、第26条の6	減価償却資産につき、一定の震災特例の適用を受けることができる法人	平成23年度	—	—	特別償却準備金の積立てとともに、特別償却準備金積立不足額の1年間の繰越し	—
準備金	再投資等準備金	第18条の3、第26条の3	東日本大震災復興特別区域法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人で一定の要件を満たすもの	平成23年度	平成28.3.31 (認定地方公共団体の指定期限)	—	—	復興庁 経済産業省
圧縮記帳	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 ①特定の資産の買換えの場合の課税の特例 ②特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 ③特定の資産を交換した場合の課税の特例	第19条、第20条、第21条、第27条、第28条、第29条	全ての法人(清算中の法人を除く。)	平成23年度	平成28.3.31	—	—	—
その他	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	第15条、第23条	一定の繰戻対象震災損失金額がある法人	平成23年度	平成23.3.11から24.3.10までの間に終了する各事業年度又は平成23.3.11から9.10までの間に終了する中間期間	—	—	—
	東日本大震災の被災企業に対する仮決算の中間申告による所得税額の還付	第16条、第24条	震災損失金額がある法人	平成23年度	平成23.3.11から9.10までの間に終了する中間期間	—	—	—
	中間申告書等の提出不要	第16条の2、第24条の2	国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条の規定により申告期限の延長を行った法人	平成24年度	災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内	—	—	—
	震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例	第16条の3	東日本大震災により棚卸資産等が損壊又はその価値が	平成26年度	復興事業の状況その他のやむを得ない事情が	—	—	—

		減少するなどして事業の用に供することが困難となった法人		やんだ日の翌日から3年を経過した日の前日まで			
被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第17条、第25条	東日本大震災の被害を受け過大な債務を負っている一定の法人	平成24年度	—	—	—	復興庁 金融庁 経済産業省
被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等	第18条の8、第26条の8	全ての法人(清算中の法人を除く。)	平成24年度	— (一部について平成28.3.31)	—	—	国土交通省
代替資産の取得期間等の延長の特例	第22条、第30条	代替資産、買換資産について特別勘定を設けた法人(清算中の法人を除く。)	平成23年度	資産の取得をすべき期間の末日の翌日から起算して2年内の日で税務署長が認定した日	—	—	—

注(1) 法人税関係の震災特例21項目のうち、税額控除と特別償却の2手法が規定されている第17条の2、第17条の2の2、第17条の2の3及び第17条の5については、手法ごとに区分してそれぞれ記載している。

注(2) 「復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等」の「税額控除」については、平成27年度税制改正前の控除率は12%である。

注(3) 「関係省庁」の「—」は、制度創設以降、関係省庁による要望書の財務省への提出は行われていない(平成27年4月1日現在)。

#### イ 震災特例の適用状況

前記法人税関係の震災特例21項目のうち、手続の特例等6項目を除いた15項目(以下「法人税関係震災特例」という。)について、23、24、25各事業年度のe-Taxデータにより集計したところ、各法人税関係震災特例の適用状況は図表23のとおり、適用件数は267件、適用総額は直接控除方式のうち税額控除が7億余円、課税の繰延べ方式のうち特別償却が53億余円となっていた。

図表23 法人税関係震災特例の適用状況一覧

方 式	手 法	震災特例の名称	震災特例法 条文	平成23年度		24年度		25年度		計		
				適用 件数 (件)	適用 総額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用 総額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用 総額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用 総額 (百万円)	
直 接 控 除	税 額 控 除	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（復興産業集積区域における機械装置等）	第17条の2、 第25条の2	-	-	9	87	8	90	17	178	*
		復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅）		-	-	-	-	-	-	-	-	
	企 業 立 地 促 進	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第17条の2の2、 第25条の2の2	-	-	-	-	-	-	-	-	
		避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	-	
	復 興 産 業 雇 用	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3、 第25条の3	-	-	27	319	34	231	61	550	*
		企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	-	
	避 難 解 除	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3の3、 第25条の3の3	-	-	3	7	8	20	11	27	*
		復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等		-	-	1	0	2	0	3	0	*
	小計			-	-	40	415	52	342	92	757	
課 税 の 繰 延 べ	所 得 控 除	被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等	第18条の8、 第26条の8	-	-	-	-	1	3	1	3	
		復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却（復興産業集積区域における機械装置等）		-	-	13	1,687	9	1,128	22	2,816	
	特 別 償 却	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却（復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅）	第17条の2、 第25条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	
		企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却		-	-	-	-	-	-	-	-	
	復 興 産 業 雇 用	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却	第17条の2の3、 第25条の2の3	-	-	1	7	3	283	4	290	
		復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等		-	-	1	5	2	21	3	26	
	被 災 代 替	被災代替資産等の特別償却	第18条、 第26条	60	1,440	37	705	5	50	102	2,196	
		被災者向け優良賃貸住宅の割増償却		-	-	-	-	-	-	-	-	
	再 投 資 の 特 別 償 却	再投資設備等の特別償却	第18条の4、 第26条の4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小計		60	1,440	52	2,405	19	1,484	131	5,330	
	準 備	再投資等準備金	第18条の3、 第26条の3	-	-	-	-	-	-	-	-	

金 圧 縮 記 帳  注 (4)	被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等	第18条の8、 第26条の8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定の資産の買換えの場合の課税の特例 注(3)	第19条、 第27条	-	-	2	219	-	-	2	219	
	特定の資産を交換した場合の課税の特例 注(3)	第21条、 第29条									
	特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	第20条、 第28条	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計		-	-	2	219	-	-	2	219	
その 他	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	第15条、 第23条	41	657	-	-	-	-	41	657	*
	被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第17条、 第25条	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計		41	657	-	-	-	-	41	657	
計		(直接控除)	-	40	53	93					
(課税の繰延べ)		60	54	19	133						
(その他)		41	-	-	41						
合計		101	94	72	267						

注(1) 「適用件数」及び「適用総額」は、e-Taxデータにより集計した。

注(2) \*印の付された震災特例の「適用総額」は減収額を、それ以外の震災特例の「適用総額」は所得金額の減少額を計上している。

注(3) 「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」及び「特定の資産を交換した場合の課税の特例」については、申告書の様式が同一のため、両者を区分せずに「適用件数」及び「適用総額」を記載している。

注(4) 「圧縮記帳」の震災特例の申告書の様式については、特別措置と同一のため、e-Taxデータから明確に震災特例を適用していることが把握できるものだけを集計している。

注(5) 「適用総額」の数値は、端数処理をしているため、合計しても「計」の計数と一致しない。

#### (ア) 適用件数又は適用総額の多い法人税関係震災特例

23年度から25年度まで適用件数の多い法人税関係震災特例は、図表24のとおりであり、最も多かったのは、「被災代替資産等の特別償却」の102件となっていた。この特別償却は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した建物、機械及び装置等に代わるものとして法人が新たに取得した資産について最大で30%（中小企業者等にあっては36%）の特別償却を認めるものであり、被災した法人以外の法人が被災区域において投資する資産についても同様に特別償却を認めている。

次いで多かったのは「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除」の61件となっていた。この税額控除は、復興産業集積区域内に所在する事務所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の10%の税額控除（法人税額の20%が限度）ができるものである。

図表24 適用件数の多い法人税関係震災特例

(単位:件)

手法	震災特例の名称	震災特例法 条文	適用件数
特別償却	被災代替資産等の特別償却	第18条、 第26条	102
税額控除	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用 した場合の法人税額の特別控除	第17条の3、 第25条の3	61
その他	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	第15条、 第23条	41
特別償却	復興産業集積区域等において機械等を取得した 場合の特別償却(復興産業集積区域における機 械装置等)	第17条の2、 第25条の2	22
税額控除	復興産業集積区域等において機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除(復興産業集積区域 における機械装置等)	第17条の2、 第25条の2	17
税額控除	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇 用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3の3、 第25条の3の3	11

(注) 適用件数が10件以上(平成23年度から25年度まで)の法人税関係震災特例を対象とし、  
e-Taxデータにより集計して作成した。

また、23年度から25年度まで適用総額が多額な法人税関係震災特例は、図表  
25のとおりであり、最も多額であったのは「復興産業集積区域等において機械等  
を取得した場合の特別償却」の28億余円、次いで多額であったのは「被災代替資  
産等の特別償却」の21億余円となっていた。

図表25 適用総額の多額な法人税関係震災特例

(単位:百万円)

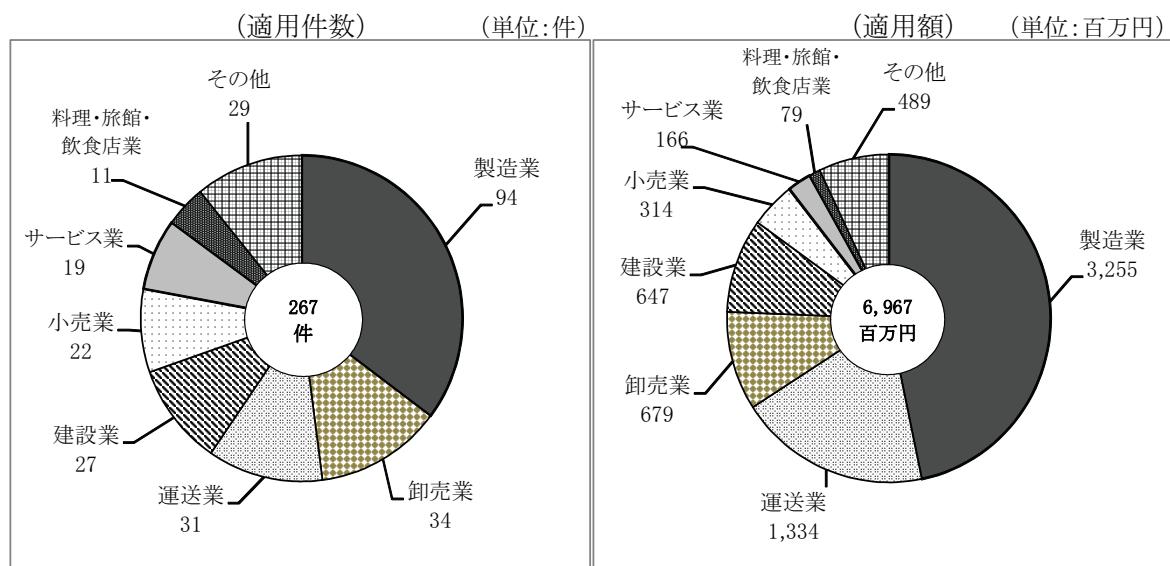
手法	震災特例の名称	震災特例法 条文	適用総額
特別償却	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却(復興産業集積区域における機械装置等)	第17条の2、 第25条の2	2,816
特別償却	被災代替資産等の特別償却	第18条、 第26条	2,196
その他	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	第15条、 第23条	657
税額控除	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	第17条の3、 第25条の3	550
特別償却	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却	第17条の2の3、 第25条の2の3	290
圧縮記帳	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第19条、第20条、 第21条、第27条、 第28条、第29条	219
税額控除	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(復興産業集積区域における機械装置等)	第17条の2、 第25条の2	178

(注) 適用総額が1億円以上(平成23年度から25年度まで)の法人税関係震災特例を対象とし、e-Taxデータにより集計して作成した。

#### (イ) 法人税関係震災特例の業種別の適用状況

法人税関係震災特例における業種別の適用状況は、図表26のとおり、製造業が適用件数94件、適用額32億余円となっていて、適用件数267件の35.2%、適用総額の合計69億余円の46.7%を占めていた。

図表26 法人税関係震災特例の業種別の適用状況



(注) e-Taxデータを集計して作成した。

## (5) 特別措置等の検証状況

前記のとおり、特別措置等は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされている。そのため、特別措置等についての政策評価法等に基づく政策評価や税制改正要望の際の検証は、各関係省庁において、政策目的を達成するための手段として有効か、税収減を是認するような効果が確認できているかなどの観点から行われている。

### ア 関係省庁における政策評価の実施状況

関係省庁は、前記のとおり、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行うもので一定の要件を満たす法人税関係特別措置については、政策評価法に基づく事前評価及び事後評価を実施することが義務付けられている。そして、事前評価にあっては法人税関係特別措置の新設、内容の拡充又は期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に政策評価を行うこととされ、事後評価にあっては、政策評価に関する基本計画に基づき行わなければならないこととなっている。租特ガイドラインによれば、事前評価については、税制改正要望に際して行うこととされ、事後評価については基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は行うことを原則とし、その際には、政策評価の必要性の高いものから計画的に取り組むこととされている。

前記の13府省庁が26年4月1日現在で所管している事務事業別特別措置の政策評価の単位の件数及び政策評価の実施状況は、図表27のとおり、政策評価の単位の件数338件（関係省庁ごとの重複分を含む。）に対して、22年度から26年度までの間に政策評価を実施した件数は291件（関係省庁ごとの重複分を含む。）となっている。

なお、上記事務事業別特別措置のうち、政策評価が義務付けられている法人税関係特別措置について、22年度から26年度までの間に事後評価等を実施していないものが24件見受けられた。これらの事務事業別特別措置を所管する関係省庁は、実施していない理由について、必要に応じて他の事務事業別特別措置の政策評価を優先するなどしたためであり、未実施のものは今後順次実施する予定であるなどとしている。

図表27 事務事業別特別措置の政策評価の単位の件数及び政策評価の実施状況  
(単位:件)

関係省庁	政策評価の単位の件数	政策評価実施件数					政策評価未実施件数	
		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	政策評価の義務付け対象	政策評価の義務付け対象外
内閣府本府	17	16	2	6	4	9	5	1
金融庁	21	14	3	4	7	4	3	3
復興庁	14	12	0	0	6	6	0	0
総務省	17	15	2	4	5	8	7	1
外務省	2	1	1	0	0	0	0	1
財務省	6	2	1	0	1	1	0	4
文部科学省	2	2	1	2	1	2	1	0
厚生労働省	21	21	10	6	11	10	11	0
農林水産省	59	55	32	7	27	15	13	1
経済産業省	49	45	11	19	13	22	8	2
国土交通省	110	92	24	11	23	66	18	11
環境省	14	10	3	3	4	3	4	0
防衛省	6	6	2	0	4	2	0	0
計	338	291	92	62	106	148	70	24
								23

- 注(1) 平成26年4月1日現在で関係省庁が所管している事務事業別特別措置を対象として、関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。
- 注(2) 「政策評価の単位の件数」は、事務事業別特別措置に係る政策評価を実施した単位ごとに1件として集計した。なお、政策評価を実施していないものについては、根拠条文ごとなどに1件として集計した。
- 注(3) 「政策評価実施件数」は、重複分を控除しているため、各年度の件数を合計しても一致しない場合がある。
- 注(4) 政策評価の単位は、租特ガイドラインに基づいて関係省庁が決めたもので、複数の事務事業別特別措置についてまとめて政策評価を実施したり、一つの事務事業別特別措置について所管課ごとに政策評価を実施したりする場合もある。

#### イ 要望書による検証状況

前記の13府省庁が26年4月1日現在で所管している事務事業別特別措置のうち、25、26、27各年度の税制改正要望が行われたものに係る要望書の提出件数は、図表28のとおり、それぞれ83件、102件、66件となっていた。

図表28 事務事業別特別措置に係る要望書の提出件数  
(単位:件)

関係省庁	税制改正年度		
	平成25年度	26年度	27年度
内閣府本府	4	9	5
金融庁	5	4	2
復興庁	6	6	0
総務省	5	8	6
外務省	0	0	0
財務省	0	1	0
文部科学省	1	2	1
厚生労働省	10	9	11
農林水産省	14	15	13
経済産業省	13	22	8
国土交通省	22	23	18
環境省	3	2	2
防衛省	0	1	0
計	83	102	66

(注) 平成26年4月1日現在で関係省庁が所管している事務事業別特別措置を対象として、関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

財務省は、関係省庁に対して税制改正の方針についての説明を行い、その後関係省庁から事前評価書等や事務事業別特別措置の適用状況を関係省庁が独自で調査した書類等が添付された要望書の提出を受けて、これらに基づいて要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項を査定している。そして、財務省は、事務事業別特別措置の効果等の検証を行い、不特定多数の適用を想定しているながら適用額が特定の者に偏っていたり、適用件数が少なかつたりしているものなどについて、適用対象を限定したり、本来の政策目的を促進するために要件を強化又は緩和したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしていた。

#### ウ 適用実態調査情報及び適用実態報告書の活用状況

##### (ア) 適用実態調査情報の入手状況等

前記のとおり、関係省庁は、調査対象特別措置に係る政策評価を行うために必要があると認めるときは、財務省に対して適用実態調査情報の提供を求めることができることとなっている。そして、財務省は、適用実態調査情報について、毎年4月に関係省庁からの要望に応じて提供している。

前記13府省庁のうち、調査対象特別措置について、25年度又は26年度に政策評価又は税制改正要望を行ったのは10府省庁となっていた。このうち、政策評価や税制改正要望の取りまとめを行う部局において、23、24両年度分の適用実態調査

情報を入手していたのは7府省、活用したとしているのは5省となっていた。

そこで、上記の5省における活用方法についてみると、4省においては、財務省から提供された適用実態調査情報を政策評価や税制改正要望の担当課である調査対象特別措置の所管課に提供したり、要望があれば提供できるように保管したりしていた。また、1省においては、所管課に提供するとともに、事前評価書等や要望書を取りまとめる際に活用したとしている。

一方、適用実態調査情報を入手していない、又は入手したが活用しなかったのは5府省で、活用しなかった理由は、適用実態報告書で足りるため、また、所管課が統計資料や独自のデータに基づき事前評価書等及び要望書を作成していく必要がなかったためなどとなっていた（図表29参照）。

図表29 適用実態調査情報の入手状況等

政策評価又は税制改正要望を実施している（10府省）	適用実態調査情報を入手している（7府省）	活用した（5省）	所管課に提供・保管した（4省） 所管課に提供し、取りまとめに活用した（1省）
		適用実態調査情報を入手していない（3府省）	適用実態調査情報を入手していない又は入手したが活用していない（5府省）
政策評価又は税制改正要望を実施していない（3省）			

#### （イ）適用実態調査情報等の活用状況

25年度又は26年度に政策評価を行った調査対象特別措置の所管課における上記の適用実態調査情報又は公表されている適用実態報告書（以下「実態調査情報等」という。）の活用状況を関係省庁別にみると、図表30のとおりである。制度創設の翌年に政策評価を実施したなどのため実態調査情報等を活用することができなかった場合を除いて、政策評価を行った調査対象特別措置に係る政策評価の件数でみると、実態調査情報等の活用対象となるものは145件となっていた。このうち政策評価に当たり実態調査情報等を活用していたものは62件となっていた、このうち28件については、複数の関係省庁が共同して税制改正要望を行う場合に取りまとめを行う関係省庁（以下「取りまとめ省庁」という。）が実態調査情報等を活用していたものであり、取りまとめ省庁以外の関係省庁も取りまとめ省庁と同一のデータを使用していた。

図表30 実態調査情報等の活用状況

関係省庁	平成25年度又は26年度に政策評価を行った調査対象特別措置のうち、実態調査情報等の活用対象となる措置に係る政策評価の件数(A)	実態調査情報等を活用(B)		実態調査情報等を活用せずにその他資料のみを使用(C)	(単位：件数)
			うち取りまとめ府省庁のデータを使用		
内閣府本府	6	3	1	3	
金融庁	4	0	0	5	
復興庁	0	0	0	0	
総務省	10	7	7	4	
外務省	0	0	0	0	
財務省	0	0	0	0	
文部科学省	1	2	2	0	
厚生労働省	16	14	5	4	
農林水産省	21	9	3	14	
経済産業省	12	12	1	1	
国土交通省	67	12	6	58	
環境省	6	3	3	4	
防衛省	2	0	0	2	
計	145	62	28	95	

注(1) 関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) (B)及び(C)の件数については、両年度とも政策評価を実施している調査対象特別措置があるため、合計しても(A)の件数と一致しない場合がある。

上記145件のうち、実態調査情報等が活用されていなかったものは95件となっていて、これらの調査対象特別措置を所管する関係省庁は、適用法人数、適用金額等の情報を、地方公共団体等への聞き取り調査により把握した数値を基に推計するなどしていた。また、調査対象特別措置に係る政策評価に当たり、当該関係省庁が実態調査情報等を活用していなかった理由については、主に次のとおりとなっていた。

#### a 実態調査情報等の情報が政策評価の単位と対応していないもの

実態調査情報等は特別措置の条文を単位とした適用数や適用総額が記載されており、当該適用数等には複数の省庁や所管課の政策に係るものが含まれている場合がある。このため、条文を単位として作成されている実態調査情報等の方が、政策評価の単位よりも範囲が広いものとなっている場合がある。

政策評価を行う場合は事務事業（別表参照）を基礎としており、政策評価の単位が実態調査情報等の単位より詳細な場合、実態調査情報等には、複数の省庁や所管課の所掌する事務事業の適用数や適用総額が含まれているため、当該政策評価の単位の対応する部分が特定できず、活用することができないこととなる。この場合、実態調査情報等の基となる適用額明細書は、調査対象特別措

置を適用する納税者が、法人税申告書の内容を基に指定された適用額等を記載し当該申告書とともに税務署に提出するものであるため、適用額明細書の記載を関係省庁の事務事業を基礎とした政策評価と対応させることは、困難な状況になっている。

- b 実態調査情報等の情報より詳細な情報を入手しているため活用する必要がないと所管課が判断していたもの

実態調査情報等を活用することができるが、政策評価においてより詳細な情報が必要であるなどのため、従来地方公共団体や業界団体等に対して聞き取り調査等を行っており、実態調査情報等を活用する必要がないと所管課が判断していた。

## エ 調査対象特別措置の適用実態等からみた検証状況

### (ア) 減収額と減収見込額とに開差がある調査対象特別措置の検証状況

租特ガイドラインによれば、事前評価においては、特別措置の適用数や適用額、減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるかを説明することとされており、事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要であるとされている。既存の特別措置の内容の拡充又は期限の延長の要望に際して事前評価を実施した場合には、事後評価の要素を含んでいるため、改めて事後評価を実施することは要しないこととされていることから、次期に事前評価を行う場合には、既往の事前評価において予測・把握した減収見込額とその結果である減収額について、次期の事前評価において十分に検証することが重要である。また、関係省庁が税制改正要望の際に提出する要望書には「要望の措置の妥当性」欄があり、関係省庁は同欄において、国民の納得できる必要最小限の措置となっているか否かを記載することとなっていることから、減収額が減収見込額を大きく上回る場合には、当該減収額が国民の納得できる必要最小限の措置となっているか否かについても検証する必要があると思料される。

24年度適用実態報告書及び25年度適用実態報告書の「法人税関係特別措置の概要及び適用件数・適用法人数・適用総額（総括表）」（以下「総括表」という。）に掲記された26年4月1日現在で施行されている調査対象特別措置のうち、税率の軽減及び税額控除に係るものは15項目である。

そこで、上記15項目のうち適用総額が1億円以上のものなど9項目について、総

括表に掲記された適用総額から、24、25両年度における税率の軽減に係る減収額  
 (注7)  
 及び税額控除に係る減収額を会計検査院で試算し、これらの減収額と事前評価書等において各関係省庁が試算した減収見込額とを比較すると、図表31のとおりである。研究開発税制についてみると、関係省庁における24年度分の減収見込額2591億円に対して、同年度分の減収額が3494億円となっており、減収見込額と減収額との開差は903億円となっていた。

(注7) 税率の軽減に係る減収額については、各年度の適用総額にそれぞれの税率軽減割合を乗じて算出し、税額控除に係る減収額については、総括表に掲記された適用総額と同額としている。

図表31 平成24、25両年度における税率の軽減及び税額控除額に係る減収額と関係省庁における減収見込額との比較表

特別措置の名称	平成24年度			25年度		
	会計検査院試算の減収額(A)	関係省庁における減収見込額(B)	開差額(A)-(B)	会計検査院試算の減収額(A)	関係省庁における減収見込額(B)	開差額(A)-(B)
中小企業者等の法人税率の特例 注(3)	億円 999	億円 1044	億円 △45	億円 1084	億円 1044	億円 40
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (研究開発税制)	3494	2591	903	5453	②	-
総額型	3228	2465	763	5037	4767	270
試験研究費の総額に係る税額控除	3016			4796		
中小企業技術基盤強化税制	211			241		
増加型及び高水準型	266	126	140	416	②	-
試験研究費の増加額に係る税額控除 (増加型)	173			306		
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除(高水準型)	93			109		
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	6	①	-	22	427	△405
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	131	①	-	149	①	-
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	8	2	6	6	2	4
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2	4	△2	5	4	1
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	16	①	-	24	①	-
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	65	623	△558	75	525	△450
特定の医療法人の法人税率の特例 注(4)	41	③	-	35	③	-

注(1) 「減収額」については、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)に基づいて作成し(億円未満切捨て)、「関係省庁における減収見込額」については、取りまとめ省庁の事前評価書等に基づいて作成した。

注(2) 「特別措置」については、税額控除のうち適用実績がないもの、適用総額が1億円未満のもの及び現在廃止されているものを除外している。

注(3) 「中小企業者等の法人税率の特例」の減収額は、適用総額平成24年度2,497,902,794千円及び25年度2,711,225,102千円にそれぞれ税率軽減分4%を乗じて算出した(億円未満切捨て)。

注(4) 「特定の医療法人の法人税率の特例」の減収額は、適用総額平成24年度59,427,513千円及び25年度56,560,212千円から「中小企業者等の法人税率の特例」の適用分2,009,504千円及び1,901,672千円をそれぞれ控除した額に、税率軽減分の24年度平均値7.25%(<8%+6.5%>÷2)及び25年度6.5%を乗じて算出した

(億円未満切捨て)。

- 注(5) ①、②及び③は、次のような「関係省庁における減収見込額」が記載されていない理由を示している。  
① 税額控除と特別償却に係る合計額が試算されていて減収額との比較ができないもの  
② 事前評価書に減収見込額が記載されていないもの  
③ 平成24年度までに事前評価が実施されていないもの
- 注(6) 平成24年度の「関係省庁における減収見込額」は、23年度以前の事前評価書に記載されている24年度分の減収見込額となっている。また、25年度の「関係省庁における減収見込額」は、24年度以前の事前評価書に記載されている25年度分の減収見込額となっている。
- 注(7) 「開差額」で「ー」となっているものは、事前評価書に減収見込額が記載されていなかったことなどのために、開差額が計算できなかつたものである。

24年度分の開差額903億円についてみると、減収額が減収見込額を大きく上回る状況となっており、この減収額については、26年度事前評価や27年度税制改正要望の際に、減収見込額との比較やその分析等が可能であった。

しかし、このような状況に関する分析や検討の結果について、26年度の事前評価書や27年度税制改正要望の際に提出する要望書において説明されることなく、当該研究開発税制に係る関係省庁から拡充等の要望がなされていた。

(イ) 幅広い企業や業種を対象としながら、適用実態が特定の企業に集中している調査対象特別措置の検証状況

前記のとおり、26年税調報告の基準3において、利用実態が特定の企業に集中している政策税制は、抜本的な見直しを行うこととされ、例えば不特定多数の適用を想定しながら上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えている場合は、その必要性や効果の検証を徹底することとなっている。

そこで、26年度税制改正要望又は27年度税制改正要望に際して検証を実施した調査対象特別措置のうち、不特定多数の適用が想定されるものであって、上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、かつ、適用法人数が20法人以上である調査対象特別措置を、23年度適用実態報告書及び24年度適用実態報告書の「個別措置の適用概況一覧」等から抽出すると、図表32のとおり、80%を超えるものは5項目であり、そのうち90%を超えるものが3項目となっている。

図表32 上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、かつ適用法人数が20法人以上である調査対象特別措置

(23年度適用実態報告書)

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	適用法人 人数	適用法人 数に占め る上位10 法人の割 合(括弧 内は1法 人の割 合)	適用総 額	上位10 法人の 適用額 (括弧内 は1法人 の適用 額)	適用総額 に占める 上位10法 人の適用 額割合 (括弧内 は1法 人の適用 額割合)
1	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	試験研究を行った場合の 法人税額の特別控除 (高水準型)	第42条の4	法人 125	% 8.0	百万円 11,537	百万円 10,912	% 94.6
2	厚生労働省	障害者を雇用する場合の 機械等の割増償却	第46条、 第68条の31	45	(2.2)	395	(326)	(82.5)

(24年度適用実態報告書)

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	適用法人 人数	適用法人 数に占め る上位10 法人の割 合	適用総 額	上位10 法人の 適用額	適用総額 に占める 上位10法 人の適用 額割合
1	厚生労働省	支援事業所取引金額が増 加した場合の三年以内取 得資産の割増償却	第46条の2、 第68条の32	法人 50	% 20.0	百万円 301	百万円 252	% 83.7
2	厚生労働省	次世代育成支援対策に係 る基準適合認定を受けた 場合の建物等の割増償却	第46条の3、 第68条の33	35	28.5	7,385	7,218	97.7
3	内閣府本府 国土交通省	特定再開発建築物等の割 増償却	第47条の2、 第68条の35	46	21.7	5,968	5,643	94.6

注(1) 「適用法人数」、「適用総額」、「上位10法人の適用額」及び「適用総額に占める上位10法人の適用額割合」は、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて作成した。「適用総額に占める上位10法人の適用額割合」については、小数点第2位を四捨五入している。

注(2) 23年度適用実態報告書の「No.1」の措置で連結法人に係る適用状況（措置法第68条の9に係る適用状況）は、2連結法人が適用しており、適用額は合わせて16百万円である。

注(3) 23年度適用実態報告書の「No.2」に係る「適用法人数に占める上位10法人の割合」、「上位10法人の適用額」及び「適用総額に占める上位10法人の適用額割合」は、一つの連結法人の適用額等を基に算出した。

これらの調査対象特別措置に関する事前評価書や要望書における検証状況をみると、図表33のとおり、適用数については特定の業種や企業に偏りがないなどの説明があるものもある一方、適用額からみた偏りについては、いずれにおいても説明がなされていない。

図表33 上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、かつ適用法人数が20法人以上である調査対象特別措置の事前評価書等における検証状況

No.	特別措置の名称	平成25年度事前評価書における偏りについての説明	平成26年度税制改正に係る要望書における偏りについての説明
1	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(高水準型)	(適用数について) 幅広い業種で利用されている	説明なし
2	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	説明なし	説明なし

No.	特別措置の名称	平成26年度事前評価書における偏りについての説明	平成27年度税制改正に係る要望書における偏りについての説明
3	支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	(適用数について) 特定の業種に偏ることなく活用されている	説明なし
4	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	説明なし	説明なし
5	特定再開発建築物等の割増償却	①特定都市再生緊急整備地域 (適用数について) 想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い ②都市再生緊急整備地域 (適用数について) 想定外に特定の者に偏っていることはない ③市街地再開発事業 (適用数について) 様々な業種の者に適用されており、特定の者に適用が偏っていることはない	①特定都市再生緊急整備地域 (適用数について) 想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い ②都市再生緊急整備地域 (適用数について) 想定外に特定の者に偏っていることはない ③市街地再開発事業 説明なし

(注) 関係省庁が複数ある制度については、取りまとめ省庁の事前評価書等に基づいて作成した。

#### (ウ) 26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置の検証状況

26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置48項目のうち、期限の定めのないものは18項目であり、その内訳は図表34のとおり、土地に関するものが8項目、準備金等に関するものが5項目、研究開発税制が2項目及びその他のものが3項目となっている。

22年度大綱によれば、存続期間が10年を超えている措置については特に厳格に判断することとされている。また、26年税調報告によれば、前記基準2のとおり、期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化等の見直しを行い、政策手段としての効果を最大限に發揮させるとともに、定期的に検証を行うこととされている。

期限の定めのない調査対象特別措置については、関係省庁において、一部の所管課を除き、22年度から26年度までに事後評価等が行われている。そして、関係

省庁は、事後評価が実施された調査対象特別措置については、当該事後評価において、いずれも引き続き必要な措置であるとし、事後評価の評価結果の反映の方針性を引き続き継続している。

図表34 平成26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置のうち、期限の定めのないもの

1 土地に関する調査対象特別措置

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	創設年度	適用法人数 (法人)	適用総額 (億円)	事後評価等の状況				
							平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条、 第64条の2、 第68条の70、 第68条の71	昭和26年度	平成 23年度 517 24年度 381 25年度 392	23年度 1647 24年度 1353 25年度 1630	○	○	○		
2	農林水産省 国土交通省 防衛省	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条、 第68条の72	昭和26年度	137 99 134	578 768 4664		○	○		
3	農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2、 第68条の73	昭和38年度	2,856 2,738 2,934	410 388 399	○	○	○		
4	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3、 第68条の74	昭和44年度	83 58 89	5 5 7	○	○	○		
5	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(一部を除く。)	第65条の4、 第68条の75	昭和36年度	72 78 78	6 6 7	○	○	○		
6	農林水産省 国土交通省	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5、 第68条の76	昭和49年度	12 10 11	0 0 0		○	○		
7	農林水産省 国土交通省	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10、 第68条の81	昭和56年度	2 - -	0 - -		○			
8	国土交通省	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	第65条の11、 第65条の12、 第68条の82、 第68条の83	昭和58年度	4 - 1	4 - 0				○	

## 2 準備金等に関する調査対象特別措置

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	創設年度	適用法人数 (法人)	適用総額 (億円)	事後評価等の状況				
							平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	経済産業省	原子力発電施設解体準備金	第57条の4、第68条の54	平成2年度	平成 23年度 9 24年度 9 25年度 1	23年度 188 24年度 176 25年度 10	○			○	
2	金融庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	保険会社等の異常危険準備金(一部を除く。)	第57条の5、第68条の55	昭和28年度	49 53 56	1294 1157 1339	○		○		
3	金融庁	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の6、第68条の56	原子力保険 昭和36年度 地震保険 昭和41年度	16 16 16	633 541 461				○	
4	国土交通省	関西国際空港用地整備準備金	第57条の7、第68条の57	昭和59年度 (平成24年度改組)	/ - 1	/ - 7	○	○			
5	金融庁 農林水産省 経済産業省	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第66条の11、第68条の95	昭和50年度	48,123 73,988 95,618	738 1187 1467	○	○			

## 3 研究開発税制

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	創設年度	適用法人数 (法人)	適用総額 (億円)	事後評価等の状況				
							平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	経済産業省 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に係る特別税額控除制度)	第42条の4、第68条の9	平成5年度	平成 23年度 91 24年度 100 25年度 147	23年度 0 24年度 1 25年度 2	○	○	○		○
2		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(中小企業技術基盤強化税制)		昭和60年度	4,587 4,695 5,195	224 212 241	○	○	○	○	○

## 4 その他の調査対象特別措置

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	創設年度	適用法人数 (法人)	適用総額 (億円)	事後評価等の状況				
							平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	厚生労働省	社会保険診療報酬の所得の計算の特例	第67条、第68条の99	昭和29年度	平成 23年度 52 24年度 40 25年度 52	23年度 3 24年度 3 25年度 4	○	○	○	○	
2	厚生労働省	特定の医療法人の法人税率の特	第67条の2、第68条の100	昭和39年度	242 234	488 594					○

		例			232	566				
3	農林水産省 国土交通省	転廃業助成金等 に係る課税の特 例	第67条の4、 第68条の102	昭和46年度	24 13 7	7 6 0		○		

- 注(1) 「適用法人数」及び「適用総額」は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて、「事後評価等の状況」は関係省庁から提出された資料に基づいて作成し、「適用法人数」及び「適用総額」の計数は上から平成23年度、24年度、25年度の順で記載している。
- 注(2) 各措置に関して複数の創設年度がある場合には、一番古い年度を記載している。
- 注(3) 「適用法人数」及び「適用総額」は、適用がない場合には「-」と記載している。「適用総額」は、金額が1億円未満の場合には「0」と記載している。
- 注(4) 「2 準備金等に関する調査対象特別措置」の「No. 4」については、平成23年度は調査対象特別措置となっていないため、「適用法人数」及び「適用総額」を「/」と記載している。

また、前記48項目のうち、期限の定めのある調査対象特別措置は30項目であり、その内訳は、特別償却に関するものが11項目、準備金等に関するものが5項目、土地に関するものが10項目、研究開発税制が1項目及びその他のものが3項目となっている。

前記のとおり、存続期間が10年を超えている措置については、22年度大綱において特に厳格に判断することとされているほか、26年税調報告によれば、期限の定めのある政策税制は、延長が繰り返されて期限が有名無実化すれば政策手段としての効用が損なわれ、さらに税負担のゆがみも固定化するおそれがあるとして、原則期限到来時に廃止することとされている。また、要望書の記載要領によれば、制度創設後おおむね10年を超える長期にわたる特別措置については、当該制度を存置する理由を要望書に必ず記載することとされている。

そこで、前記30項目の検証状況についてみると、既存の調査対象特別措置を新たに設定した政策目的を達成する手段とするものや、目的を達成していないなどのため、いずれも延長や縮減を行うなどして存置されていた。そして、このうち特別償却に関する調査対象特別措置は、図表35のとおり11項目となっているが、9項目については、23年度以後の税制改正の結果、縮減等要件の見直しが行われているものの、要望の段階では延長となっているものもあった。

なお、前記30項目のうち23年度適用実態報告書及び24年度適用実態報告書の「個別措置の適用概況一覧」において、適用法人数が10法人未満（適用の対象となる法人数が20法人以下の調査対象特別措置を除く。）は6項目となっている。

図表35 平成26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置で期限の定めのある措置のうち、特別償却に関するもの

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法条文	創設年度	適用期限	適用法(数) (法人)	適用総額 (億円)	平成23年度以後の税制改正年度、要望項目 (実現項目)	直近の要望書による制度を存置する理由
1	国土交通省	船舶の特別償却	第43条、第68条の16	昭和26年度	平成29.3.31	平成23年度40 24年度57 25年度41	23年度369 24年度610 25年度267	23年度延長・拡充 (延長・縮減) 25年度延長・縮減 (延長・縮減) 27年度延長・縮減 (延長・縮減)	環境性能の高い船舶建造を促進することにより、外航においては環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、また、内航においてはモーダルシフトの担い手として、国内外での競争力を維持するために有効な手段であるため
2	厚生労働省	公害防止用設備の特別償却	第43条、第68条の16	昭和42年度	平成28.3.31	11 2 3	8 0 1	23年度延長 (延長・縮減) 24年度延長 (延長・縮減) 26年度延長 (延長)	経営基盤がぜい弱で利益に結びつかない設備投資に関する資金的余力がない状況であるため
3	国土交通省	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条、第68条の19	昭和62年度	平成29.3.31	3 2 2	0 0 0	23年度延長 (延長・縮減) 25年度延長 (延長) 27年度延長 (延長・縮減)	地区内は20年以上の間に時期をずらして土地造成されており、各地区的整備率はバラツキがあるため
4	厚生労働省	共同利用施設の特別償却	第44条の3、第68条の24	昭和55年度	平成29.3.31	1 — —	0 — —	24年度延長 (延長) 25年度延長・拡充 (延長) 27年度延長 (延長・縮減)	今日においても量販店などの増加が相次ぐなど営業を取り巻く環境が厳しいため
5	総務省 農林水産省 国土交通省	特定地域(過疎地域のうち一定の地区)における工業用機械等の特別償却	第45条、第68条の27	昭和45年度	平成29.3.31	102 76 74	24 23 9	23年度延長 (延長) 25年度延長 (延長) 27年度延長 (延長)	説明なし
6	総務省	特定地域(半島	第45条、	昭和61年度	平成	/	/	25年度	半島地域は人口流

	農林水産省 国土交通省	振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27	(平成25年度改組)	29. 3. 31	/ 13	/ 1	特別償却より改組 27年度 延長(延長)	出等により活力が失われてきており、これに対応する地域経済の活性化のため、内発的な取組等について支援する必要があるため
7	総務省 農林水産省 国土交通省	特定地域(離島振興対策実施地域)における産業振興機械等の割増償却	第45条、第68条の27	平成5年度(平成25年度改組)	平成29. 3. 31	/ / -	/ / -	25年度 特別償却より改組 27年度 延長(延長)	離島地域における人口減少傾向の改善を図るには、産業の活性化や雇用の確保等が必要であるため、内発的発展につながる取組を支援する必要があるため
8	厚生労働省	医療用機器等の特別償却(高額な医療用機器に係る特別償却)	第45条の2、第68条の29	昭和54年度	平成29. 3. 31	964 1014 987	38 36 31	23年度 延長(延長) 25年度 延長(延長) 27年度 延長(延長)	医学の進歩に応じて高度又は先進的な機器の取得や更新を促進する必要があるため
9	厚生労働省	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条、第68条の31	昭和48年度	平成28. 3. 31	45 40 43	4 5 17	23年度 延長・拡充(延長・拡充) 26年度 延長(延長・縮減)	25年の労働政策審議会意見書において、企業に対する大幅な支援策の充実が必要とされたため
10	国土交通省	特定再開発建築物等の割増償却(市街地再開発事業)	第47条の2、第68条の35	昭和44年度	廃止	53 内数 46 内数 20	74 内数 60 内数 18	23年度 延長(延長・縮減) 25年度 延長(延長・縮減) 27年度 延長(廃止)	説明なし
11	内閣府本府 国土交通省	倉庫用建物等の割増償却	第48条、第68条の36	昭和49年度	平成29. 3. 31	19 24 19	2 9 1	23年度 延長(延長・縮減) 25年度 延長・拡充(延長) 27年度 延長(延長・縮減)	25年度に閣議決定された総合物流施策大綱において、「我が国の立地競争力の強化を図り、安全・安心な物流の確保を図っていく」とされており、物流総合効率化施設の整備を促進していく必要があるため

注(1) 「適用法人数」及び「適用総額」は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)に基づいて、「平成23年度以後の税制改正年度、要望項目(実現項目)」及び「直近の要望書による制度を存置する理由」は関係省庁から提出された資料に基づいてそれぞれ作成した。

注(2) 図表中の各調査対象特別措置は、平成26年4月1日現在で関係省庁が所管する措置の27年度税制改正までの状況である。

- 注(3) 各措置に関して複数の創設年度がある場合には、一番古い年度を記載している。
- 注(4) 「適用法人数」及び「適用総額」の計数は、上から平成23年度、24年度、25年度の順で記載している。
- 注(5) 「No.6」及び「No.7」の措置については、平成25年度に特別償却より改組されており、23年度及び24年度の「適用法人数」及び「適用総額」については特別償却の数値となっていて、割増償却の数値と比較できないため「/」としている。
- 注(6) 「適用法人数」及び「適用総額」は、適用がない場合には「-」と記載している。「適用総額」は、金額が1億円未満の場合には「0」と記載している。

#### (イ) 適用実態等からみて必要最小限の措置となっているかという点での検証状況

前記の13府省庁から提出された調査対象特別措置における26、27両年度の税制改正の際の要望書の提出状況をみると、図表36のとおり、それぞれ52件、56件となつておらず、これらのうち拡充の要望又は延長及び拡充の要望（以下、これらを合わせて「拡充等の要望」という。）に係る要望書の提出件数は、それぞれ24件、22件、計46件となっていた。

図表36 平成26、27両年度の税制改正の際の拡充等の要望書の提出状況  
(単位：件)

関係省庁	平成26年度税制改正の際の要望書の提出件数		27年度税制改正の際の要望書の提出件数	
	うち拡充等の要望書の提出件数		うち拡充等の要望書の提出件数	
内閣府本府	4	3	2	1
金融庁	2	1	2	1
復興庁	0	0	0	0
総務省	6	3	5	3
外務省	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0
文部科学省	1	1	1	1
厚生労働省	7	4	9	3
農林水産省	12	5	11	4
経済産業省	7	3	6	3
国土交通省	10	3	18	5
環境省	2	1	2	1
防衛省	1	0	0	0
計	52	24	56	22

注(1) 関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 平成26年度及び27年度税制改正の際の要望書の提出件数については、調査対象特別措置に係るものである。

上記の46件について拡充等の要望を行った理由をみると、図表37のとおり、「経済状況が悪化したため」、「新たな政策目的が立案されたため」としているものが多い状況となっていた。また、「特別措置の適用が少なかったため」としているものの適用が少なかった理由については、関係省庁からの聞き取りによると、適用の

要件が厳しいことなどとなっていた。

図表37 拡充等の要望を行った理由

拡充等の要望を行った理由	件 数
経済状況が悪化したため	20
新たな政策目的が立案されたため	17
特別措置の適用が少なかったため	6
業界団体等からの要望があつたため	4
関係法令等の改正があつたため	2
その他	15

注(1) 「拡充等の要望を行った理由」は複数回答となっているため、拡充等の要望書の提出件数46件とは一致しない。

注(2) 「新たな政策目的」は、要望書によると、例えば、日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定)が示されている。

22年度大綱によれば、政策税制措置を拡充する場合には、適用実態等からみて、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の措置となっているかなどの指針を踏まえて、緊要性を厳格に判断することとされている。また、前記のとおり、要望書の記載要領によれば、要望書の「要望の措置の妥当性」欄においては、国民の納得できる必要最小限の措置となっているか否かを記載することとされている。

そこで、26、27両年度の税制改正の際に拡充等の要望を行った調査対象特別措置のうち、税制改正要望の際に実態調査情報等の活用が可能であった17項目について、その検証状況をみると、図表38のとおりであり、関係省庁は、16項目について必要最小限の措置となっているかの検証を行ったとしていた。しかし、必要最小限と判定した理由についてみると、拡充しようとする措置の内容が適用実態等からみて拡充後もなお必要最小限であるとする説明が必ずしも十分なされていないものが見受けられ、必要最小限の措置となっているかということの検証が十分なされていないと思料される状況となっていた。

図表38 平成26、27両年度の税制改正の際に拡充等の要望を行った調査対象特別措置のうち、実態調査情報等の活用が可能であったものについて必要最小限と判定した理由

(平成26年度税制改正要望)

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法 条文	平成23 年度適 用総額 (億円)	拡充等の理由	必要 最小 限の 判定	必要最小限と判定した理由
1	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	第42条の4、 第42条の4の2、 第68条の9、 第68条の9の2	3395	新たな政策目的が立案されたため 経済状態が悪化したため	○	民間研究開発投資により創出されるイノベーションは国民全体にひ益するものであり、本税制による高い経済波及効果についても評価書のとおりに確認されていることから、本税制は国民の納得を得られる措置との認識。また、日本の研究開発税制は海外諸国に比して劣後している点もあり、必要最小限の措置になっているものと認識しているため
2	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	中小企業者等が機械等を取得した場合の①特別償却又は②法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)	第42条の6、 第68条の11 ① 1995 ② 115		経済状況が悪化したため	○	本税制は、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、貨物自動車、内航船舶を取得する場合に適用を可能としている。一方、取得価額要件について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、必要最小限の制度設計としているため
3	内閣府本府 総務省 経済産業省	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	6	特別措置の適用が少なかつたため 業界団体等からの要望があったため	○	沖縄の特殊事情に照らして最小限のものであるため
4	内閣府本府	沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	0	特別措置の適用が少なかつたため 業界団体等からの要望があったため	○	沖縄の特殊事情に照らして最小限のものであるため
5	厚生労働省	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	第42条の12、 第68条の15の2	21	その他	○	雇用を増やす企業に幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当であるため
6	厚生労働省	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3、 第68条の33	23	その他(更なる企業の両立支援の取組を促進するため、当該税制が有効かつ不可欠であり、各種閣議決定や労働政策審議会において経済的インセンティブとしての優遇措置に	○	税制は政策実現の手段として、必要かつ不可欠であり、大企業・中小企業を問わず適用されているため

					について積極的に検討することとされたため		
7	内閣府本府	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	第60条の2、第68条の63の2	—	その他(措置の目的に資する具体的な事業計画が見込まれたため)	○	措置の対象が、総合特別区内で指定された法人の一定の事業に限定されており、必要最小限の措置であるため
8	金融庁 国土交通省	投資法人に係る課税の特例	第67条の15	1580	その他(制度を使いやすくするための改善要望)	○	税収減を伴う特例措置ではないため

(平成27年度税制改正要望)

No.	関係省庁	特別措置の名称	措置法 条文	平成24 年度適 用総額 (億円)	拡充等の理由	必要 最 小 限 の 判 定	必要最小限と判定した理由
1	経済産業省	中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2、第68条の8	2兆4979	経済状況が悪化したため	○	経済状況の悪化リスクは全ての中 小企業者に影響するものであるた め、特定の企業を対象とした補助 金やその他の措置では十分な効果 を期待できない。なお、中小企業者 とそれ以外の法人の法人税率に 差異を設けた制度であることか ら、課税の公平に照らしても、必 要最小限の措置となっているため
2	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	第42条の4、第42条の4の2、第68条の9、第68条の9の2	3952	経済状況が悪化したため 新たな政策目的が立案されたた め	○	民間研究開発投資により創出され るイノベーションは国民全体にひ 益するものであり、本税制による 高い経済波及効果についても評価 書のとおりに確認されていること から、本税制は国民の納得を得ら れる措置との認識。また、日本の 研究開発税制は海外諸国に比して 劣後している点もあり、必要最小 限の措置になっているものと認識 しているため
3	厚生労働省	試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除(オーフアンドラッギング)	第42条の4、第68条の9		関係法令等が改 正されたため	—	
4	総務省 農林水産省 国土交通省	特定地域における工業用機械等の特別償却(山村振興法の振興山村として指定された地区)	第45条、第68条の27	0	その他(地域資源を活用する事業者の設備投資等を促進し、地域雇用の増大等を図るため)	○	政策目的の要件に該当する法人に 一律適用されるものであり、公平性 を有する。また、対象業種の事業者 のうち、自発的に設備投資を行 う法人に適用されるものであるため
5	厚生労働省	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3、第68条の33	74	関係法令等が改 正されたため	○	税制は政策実現の手段とし て、必要かつ不可欠であり、大企 業・中小企業を問わず適用されて いるから
6	内閣府本府 国土交通省	特定再開発建築物等の割増償却	第47条の2、	60 (内数)	特別措置の適用 が少なかったた だ	○	本措置は、対象が限定(局地的豪 雨による浸水被害の恐れがあるに

		(既成市街地等の区域内に建築等をされる雨水貯留浸透利用施設)	第68条の35		め		もかかわらず下水道等の整備が困難な地域) されているため
7	農林水産省	①農業経営基盤強化準備金、 ②農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の2、 第61条の3、 第68条の64、 第68条の65	① 124 ② 61	新たな政策目的が立案されたため	○	本措置は（税収減を伴う）非課税措置ではなく、課税の繰延べであるため
8	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、 第68条の94	10	その他(改めて制度趣旨を見直した結果、拡充が適切と判断)	○	出資制の法人と異なり、非出資制の法人は、構成員からの拠出金が益金算入されるため、他の非出資制の協同組合等は法人税法本則で圧縮記帳が認められている。本税制は、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフッティングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で必要であるため
9	金融庁 国土交通省	投資法人に係る課税の特例	第67条の15	1960	その他(制度を使いやすくするための改善要望)	○	税収減を伴う特例措置ではないため

注(1) 「平成23年度適用総額」及び「平成24年度適用総額」については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省作成）に基づいて、「拡充等の理由」、「必要最小限の判定」及び「必要最小限と判定した理由」については、関係省庁（関係省庁が複数ある場合には取りまとめ省庁）から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 上記の拡充等の要望に係る税制改正の結果については、単なる延長のみのものや縮減されたものもある。

注(3) 「平成23年度適用総額」及び「平成24年度適用総額」は、適用がない場合には「一」と、金額が1億円未満の場合には「0」とそれぞれ記載している。

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

少子・高齢化の急速な進展等経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組として税制改革に期待が寄せられている。そして、26年税調報告においては、特別措置の見直しについても法人税改革の具体的な改革事項として取り上げられているところである。

さらに、震災特例は、近年、復興のための新たな税制上の措置が追加されるなどの拡充が図られており、税制以外の他の復興支援施策とともに、東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進が図られている。

このような特別措置等を取り巻く状況を踏まえ、会計検査院は、法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況を検査したところ、次のような状況となっていた。

#### ア 調査対象特別措置等の適用状況

(ア) 調査対象特別措置84項目について25年度適用実態報告書を分析したところ、各調査対象特別措置の適用状況は、適用件数1,441,570件（直接控除方式829,263件、課税の繰延べ方式612,307件）、減収額1兆4711億円（直接控除方式9809億円、課税の繰延べ方式4902億円）となっていた。また、財務省が適用実態報告書を基に試算した減収額は、23年度から25年度までの間において増加傾向にあり、各年度とも研究開発税制と中小企業者等の法人税率の特例で全体の約半分を占めていた。

(イ) 関係省庁が所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業別特別措置243項目について、政策目的の分野別に分類して、e-Taxデータにより適用件数及び適用額を集計した事務事業別特別措置の政策目的分野別の適用状況は、企業支援を目的とするものが63項目あり、その適用件数及び適用額の合計は、160,699件、1兆6084億円となっていて、それぞれ全体の94.8%、58.7%を占めていた。

(ウ) 適用実態報告書をみると23年度から25年度までの研究開発税制の適用総額の合計は1兆2254億余円となっていて、「化学工業」が2965億余円（24.2%）と最も多額で、次いで「輸送用機械器具製造業」が2651億余円（21.6%）となっていた。そして、適用実態報告書では、具体的な適用業種の内訳については明らかにされていないことから、e-Taxデータにより集計した研究開発税制の適用総額2467億

円を適用業種ごとに更に細分類したところ、適用件数は、幅広い業種で適用されていた。一方、適用額は、「化学工業」のうち「医薬品製造業」が618億円で、化学工業全体の適用額743億円の83.1%を占めており、「輸送用機械器具製造業」のうち「自動車・同付属品製造業」が819億円で、輸送用機械器具製造業全体の適用額850億円の96.4%を占めていた。

また、研究開発税制の適用による減収額の多額な単体法人上位10法人、連結法人上位10法人、計20法人の状況をみたところ、これらの20法人で、各年度の研究開発税制に係る減収額全体の38.6%（23年度）、41.9%（24年度）、50.2%（25年度）を占めていた。そして、研究開発税制の減収額23年度3395億円、24年度3952億円、25年度6240億円のところ、減収額が100億円を超える法人は、23年度3法人、24年度5法人、25年度8法人となっていた。

- (イ) 震災特例の適用状況について23、24、25各事業年度のe-Taxデータにより集計したところ、適用件数は267件、適用総額は直接控除方式のうち税額控除が7億余円、課税の繰延べ方式のうち特別償却が53億余円となっていた。

#### イ 法人税関係の特別措置等の検証状況

- (ア) 実態調査情報等の活用対象となる調査対象特別措置に係る政策評価に当たり実態調査情報等が活用されていたものは62件、活用されていなかつたものは95件となっていた。活用されていなかつた理由は、実態調査情報等には特別措置の条文を単位とした適用数や適用総額が記載されており、政策評価の単位が実態調査情報等の単位より詳細な場合、実態調査情報等には複数の省庁や所管課の所掌する事務事業の適用数や適用総額が含まれているため、当該政策評価の単位の対応する部分が特定できず、活用することができないことによるものなどであった。

- (イ) 24年度の研究開発税制の税額控除に係る減収額については、関係省庁が事前評価書等において試算した減収見込額2591億円に対して、会計検査院が試算した減収額は3494億円となっており、減収見込額と減収額との開差は903億円となっていたが、減収額が減収見込額を大きく上回る状況に関する分析や検討の結果について、26年度の事前評価書や27年度税制改正の際の要望書において説明されるところなく、拡充等の要望がなされていた。

- (ウ) 26年度税制改正要望又は27年度税制改正要望に際して検証を実施した調査対象特別措置のうち、上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、か

つ、適用法人数が20法人以上であるものを23年度適用実態報告書及び24年度適用実態報告書から抽出すると5項目であり、これらの事前評価書や要望書における検証状況をみると、適用数については特定の業種や企業に偏りがないなどの説明があるものもある一方、適用額からみた偏りについてはいずれにおいても説明がなされていない。

- (エ) 26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置のうち、期限の定めのないものは18項目あり、このうち事後評価が実施された調査対象特別措置については、事後評価の評価結果の反映の方向性を、いずれも引き続き継続することとしていた。また、期限の定めのあるものは30項目あり、既存の調査対象特別措置を新たに設定した政策目的を達成する手段とするものや、目的を達成していないなどのため、いずれも延長や縮減を行うなどして存置されていた。
- (オ) 26、27両年度の税制改正の際に拡充等の要望を行った調査対象特別措置で実態調査情報等の活用が可能であったもの17項目のうち、16項目は必要最小限の措置となっているかの検証が行われているが、必要最小限と判定した理由についてみると、拡充しようとする措置の内容が適用実態等からみて拡充後もなお必要最小限である説明が必ずしも十分なされていないものが見受けられ、必要最小限の措置となっているかということの検証が十分なされていないと思料される状況となっていた。
- (カ) 財務省は、関係省庁から事前評価書等が添付された事務事業別特別措置の要望書の提出を受けて、税制改正要望に関する要望内容の審査やヒアリングを行うなどして要望事項を査定している。そして、事務事業別特別措置の効果等の検証を行い、適用額が特定の者に偏っていたり、適用件数が少なかつたりしているものなどについて、適用の対象を限定したり、本来の政策目的を促進するために要件を強化又は緩和したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしていた。

## (2) 所見

特別措置等は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果等を不斷に検証して、真に必要なものに限定すべきであるとされている。

関係省庁においては、実態調査情報等を一層活用することなどにより、適用額から

みた業種や企業の偏りの状況や、特別措置の適用に伴う減収額が減収見込額を上回る状況等について、検証内容を一層充実させ、拡充等の要望に当たっては適用実態等からみて拡充後もなお措置の内容が必要最小限であるとする説明を十分行い、特別措置の実効性を高めるとともに、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においては、特別措置等について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

会計検査院としては、今後とも法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

## 別表 事務事業別特別措置一覧

### (1) 内閣府本府（25項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
2	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
3	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
4	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
5	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
6	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の10、 第68条の14	6. 地域活性化の推進 ①国家戦略特区の推進	地域振興	○
7	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の研究開発税制の特例	第42条の10、 第68条の14	6. 地域活性化の推進 ①国家戦略特区の推進	地域振興	○
8	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の11、 第68条の15	6. 地域活性化の推進 ⑧総合特区の推進	地域振興	○
9	既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置	第43条の2、 第68条の17	11. 防災政策の推進 ⑤地震対策等の推進	災害対策・環境保護	
10	データセンター地域分散化促進税制	第44条の5、 第68条の26	11. 防災政策の推進 ⑤地震対策等の推進	災害対策・環境保護	
11	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、 第68条の27	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
12	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、 第68条の27	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
13	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条、 第68条の27	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
14	沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条、 第68条の27	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
15	国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置	第47条の2、 第68条の35	6. 地域活性化の推進 ①国家戦略特区の推進	地域振興	○
16	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	第47条の2、 第68条の35	11. 防災政策の推進 ⑤地震対策等の推進	災害対策・環境保護	
17	災害に強い物流効率化施設に係る特例措置	第48条、 第68条の36	11. 防災政策の推進 ⑤地震対策等の推進	災害対策・環境保護	
18	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
20	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	12. 沖縄政策の推進 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	地域振興	○
21	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	第60条の2、 第68条の63の2	6. 地域活性化の推進 ⑧総合特区の推進	地域振興	○
22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	11. 防災政策の推進 ⑤地震対策等の推進	災害対策・環境保護	

23	認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	第66条の11の2	5. 経済財政政策の推進 ⑦市民活動の促進	公益法人等支援	○
24	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	第66条の11の2、 第68条の96	5. 経済財政政策の推進 ⑦市民活動の促進	公益法人等支援	○
25	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営対価の益金認識についての特例措置	第67条の5の3、 第68条の102の4	5. 経済財政政策の推進 ⑤民間資金等活用事業の推進	企業支援	

## (2) 金融庁 (18項目)

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1	保険会社等の異常危険準備金	第57条の5、 第68条の55	II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	企業支援	○
2	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の6、 第68条の56	II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	企業支援	○
3	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	公益法人等支援	○
4-1	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 ①保険契約者保護機構	第66条の11、 第68条の95	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	企業支援	○
4-2	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 ②加入者保護信託		II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
4-3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 ③投資者保護基金				
5	中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第67条の5の2、 第68条の102の3	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	企業支援	○
6	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の6、 第68条の103	II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	その他	○
7	損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の7、 第68条の104	II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	企業支援	○
8	特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	第67条の11	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	その他	
9	特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14、 第68条の106	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	課税の公平性・納税環境の整備等	○
10	投資法人に係る課税の特例	第67条の15、 第68条の107	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	課税の公平性・納税環境の整備等	○
11	外国組合員に対する課税の特例	第67条の16	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	その他	
12-1	振替社債等の利子等の課税の特例 【日本版スクーカ】	第67条の17	III-1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	その他	○
12-2	振替社債等の利子等の課税の特例		III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備		
13	民間国外債等の利子等の課税の特例	第67条の17	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	その他	○
14	外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例	第67条の17	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	その他	○
15	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の2、 第68条の110	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	課税の公平性・納税環境の整備等	○
16	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の3、 第68条の111	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	課税の公平性・納税環境の整備等	○
17	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	第68条の4	III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備	その他	
震災特例					

1	東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構主導の事業再生に対する企業再生税制の適用	第17条、第25条	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	企業支援	
---	--	-----------	---	------	--

### (3) 復興庁（14項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1	防災集団移転促進事業と一緒に行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除	第65条の2、第68条の73	東日本大震災からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
<b>震災特例</b>					
1	被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第17条、第25条	東日本大震災からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
2	復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2、第25条の2	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
3	復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2、第25条の2	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
4	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2の2、第25条の2の2	原子力災害からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
5	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2の3、第25条の2の3	原子力災害からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
6	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除	第17条の3、第25条の3	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
7	企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除	第17条の3の2、第25条の3の2	原子力災害からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
8	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除	第17条の3の3、第25条の3の3	原子力災害からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
9	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等	第17条の5、第25条の5	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
10	被災代替資産等を取得した場合の特別償却	第18条、第26条	東日本大震災からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
11	特定激甚災害地域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の割増償却	第18条の2、第26条の2	東日本大震災からの復興に係る施策の推進	災害対策・環境保護	
12	再投資等準備金制度	第18条の3、第26条の3	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○
13	再投資設備等の即時償却	第18条の4、第26条の4	復興特区制度に係る施策の推進	災害対策・環境保護	○

### (4) 総務省（18項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、第68条の9	V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	企業支援	
1-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】				
1-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【高水準型】				
1-4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	第42条の4の2、			

	除 【控除上限の特例】	第68条の9の2			
2	中小企業投資促進税制	第42条の6、 第68条の11	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政民営化の確実な推進	企業支援	
3	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進	地域振興	
4	放送ネットワーク災害対策促進税制	第44条の5、 第68条の26	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 3. 放送分野における利用環境の整備	災害対策・環境保護	○
5	データセンター地域分散化促進税制	第44条の5、 第68条の26	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備	災害対策・環境保護	○
6	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	第45条、 第68条の27	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	○
7	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第45条、 第68条の27	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	
8	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第45条、 第68条の27	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	
9	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却	第45条、 第68条の27	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	
10	奄美群島における工業用機械等の取得等に係る割増償却	第45条、 第68条の27	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	
11	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進	地域振興	
12	長期譲渡所得の課税の特例の適用除外	第62条の3、 第68条の68	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	国土開発	
13	短期譲渡所得の課税の特例の適用除外	第63条、 第68条の69	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	国土開発	
14	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)	地域振興	○
15	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、 第68条の94	V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	課税の公平性・納税環境の整備等	
16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5、 第68条の102の2	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政民営化の確実な推進	企業支援	
17	振替国債等の利子の課税の特例 (地方債分)	第67条の17	II. 地方行財政 3. 地方財源の確保と地方財政の健全化	その他	○
18	振替社債等の利子の課税の特例 (地方公共団体金融機構債分)	第67条の17	II. 地方行財政 3. 地方財源の確保と地方財政の健全化	その他	

## (5) 外務省 (2項目)

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
特別措置					
1	認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	第66条の11の2	基本目標VI 経済協力 施策VI-1 経済協力	公益法人等支援	
2	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	第66条の11の2、 第68条の96	基本目標VI 経済協力 施策VI-1 経済協力	公益法人等支援	

## (6) 財務省（5項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1	特定普通財産と隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第66条、 第68条の84	政策目標3-3: 国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	その他	○
2	特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	第67条の11	政策目標6-1: 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	その他	○
3	振替国債等の利子等の課税の特例	第67条の17、 第67条の18	政策目標3-1: 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	その他	○
4	外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例	第67条の17	政策目標3-1: 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	その他	
5	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	第68条の4	政策目標2-1: 我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報	その他	

## (7) 文部科学省（2項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、 第68条の9	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導	企業支援	
1-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】				
1-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【高水準型】				
1-4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【控除上限の特例】	第42条の4の2、 第68条の9の2			
2	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る法人税の損金算入限度額	第65条の3、 第68条の74	政策目標12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実	その他	

## (8) 厚生労働省（20項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置、控除上限の特例】	第42条の4、 第42条の4の2、 第68条の9、 第68条の9の2	基本目標 I: 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標8: 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	企業支援	
1-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】	第42条の4、 第68条の9	施策目標8-1: 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		
1-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除				

【高水準型】					
2	環境関連投資促進税制	第42条の5、 第68条の10	基本目標 I: 安心・信頼してかかるる医療の確保と 国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1: 地域において必要な医療を提供でき る体制を整備すること 施策目標1-1: 日常生活圏の中で良質かつ適切な医 療が効率的に提供できる体制を整備 すること	医療・社会福 祉	
3	中小企業投資促進税制	第42条の6、 第68条の11	基本目標 II: 安心・快適な生活環境づくりを衛生的 観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確 保及び振興等により、生活衛生の向 上、増進を図ること	企業支援	
4	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控 除	第42条の12、 第68条の15の2	基本目標IV : 意欲のあるすべての人が働くことがで きるよう、労働市場において労働者の 職業の安定を図ること 施策大目標2: 雇用機会を創出するとともに雇用の安 定を図ること 施策目標2-1: 地域、中小企業、産業の特性に応じ、 雇用の創出及び雇用の安定を図ること	企業支援	○
5	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場 合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の12の3、 第68条の15の4	基本目標 II: 安心・快適な生活環境づくりを衛生的 観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確 保及び振興等により、生活衛生の向 上、増進を図ること	企業支援	
6	公害防止用設備に係る特例措置	第43条、 第68条の16	基本目標 II : 安心・快適な生活環境づくりを衛生的 観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確 保及び振興等により、生活衛生の向 上、増進を図ること	企業支援	○
7	共同利用施設に係る特別償却	第44条の3、 第68条の24	基本目標 II : 安心・快適な生活環境づくりを衛生的 観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確 保及び振興等により、生活衛生の向 上、増進を図ること	企業支援	○
8	医療用機器等の特別償却 【高額な医療用機器に係る特別償却制度】	第45条の2、 第68条の29	基本目標 I: 安心・信頼してかかるる医療の確保と 国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1: 地域において必要な医療を提供でき る体制を整備すること 施策目標1-1: 日常生活圏の中で良質かつ適切な医 療が効率的に提供できる体制を整備 すること	医療・社会福 祉	○
9	医療用機器等の特別償却 【医療安全に資する医療機器等の導入に係る特 別償却制度】	第45条の2、 第68条の29	基本目標 I: 安心・信頼してかかるる医療の確保と 国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3: 利用者の視点に立った、効率的で安 心かつ質の高い医療サービスの提供 を促進すること 施策目標3-2: 医療安全確保対策の推進を図ること	医療・社会福 祉	○
10	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条、 第68条の31	基本目標IV : 意欲のあるすべての人が働くことがで きるよう、労働市場において労働者の 職業の安定を図ること 施策大目標3: 労働者等の特性に応じた雇用の安 定・促進を図ること 施策目標3-1: 高齢者・障害者・若年者等の雇用の 安定・促進を図ること	企業支援	○

			<p>基本目標Ⅷ：障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>施策目標1-2：障害者の雇用を促進すること</p>		
11	支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2、第68条の32	<p>基本目標Ⅳ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>施策目標1-1：障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> <p>施策目標1-2：障害者の雇用を促進すること</p>	医療・社会福祉	○
12	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3、第68条の33	<p>基本目標VI：男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策目標1-1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>	企業支援	○
13	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条、第68条の34	<p>基本目標IX：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3：高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進とともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2：介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>	医療・社会福祉	
14	保険会社等の異常危険準備金(うち生協・生衛部分)	第57条の5、第68条の55	<p><b>【生協】</b></p> <p>基本目標VII：ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標2：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p><b>【生衛】</b></p> <p>基本目標II：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の衛生水準の確</p>	その他	○

			保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること		
15	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	[生活衛生関係営業者等] 基本目標 II: 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標VII: ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2: 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標2-1: 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	公益法人等支援	
16	中小法人の交際費課税の特例	第61条の4、 第68条の66	基本目標 II : 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	企業支援	
17	社会保険診療報酬の所得計算の特例	第67条、 第68条の99	基本目標 I: 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1: 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1: 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	医療・社会福祉	○
18	特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2、 第68条の100	基本目標 I: 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1: 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1: 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	医療・社会福祉	○
19	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5、 第68条の102の2	基本目標 II: 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5: 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1: 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	企業支援	
20	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	第68条の4	基本目標IX: 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標1-3: 企業年金等の健全な育成を図ること 施策目標1-4: 企業年金等の適正な運営を図ること	その他	○

## (9) 農林水産省（25項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
特別措置					

1-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、 第68条の9	1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展 2 農業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 3 農村の振興 ⑨ 農業・農村における6次産業化の推進 6 橫断的に関係する政策 ⑯ 農林水産分野の研究開発	企業支援	
1-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】				
1-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【高水準型】				
1-4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【控除上限の特例】				
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除	第42条の5、 第68条の10	3 農村の振興 ⑨ 農業・農村における6次産業化の推進	その他	
3-1	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 (農業者関係)	第42条の6、 第68条の11	1 食料の安定供給の確保 ② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展 4 森林の有する多面的機能の發揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 ⑬ 林業の持続的かつ健全な発展 5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定	企業支援	
3-2	中小企業投資促進税制 (食品企業者関係)				
3-3	中小企業投資促進税制 (森林組合等関係)				
3-4	中小企業投資促進税制 (漁業協同組合等関係)				
4-1	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (農林水産業関係)	第42条の12の3、 第68条の15の4	1 食料の安定供給の確保 ② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 4 森林の有する多面的機能の發揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 ⑬ 林業の持続的かつ健全な発展 ⑭ 林産物の供給及び利用の確保 5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定	その他	
4-2	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (食品企業者関係)		1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展		
5-1	特定農産加工品生産設備等の特別償却 (米穀の新用途への利用の促進に関する法律)	第44条の4、 第68条の25	1 食料の安定供給の確保 ② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	企業支援	○
5-2	特定農産加工品生産設備等の特別償却		1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展		
6-1	過疎地域における工業用機械等の特別償却	第45条、 第68条の27	3 農村の振興 ⑪ 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	地域振興	○
6-2	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却				
6-3	半島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却				
6-4	離島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却				
6-5	奄美群島における工業用機械等の割増償却				
7-1	保険会社等の異常危険準備金 【農協連合会】	第57条の5、 第68条の55	2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	企業支援	
7-2	保険会社等の異常危険準備金 【漁業協同組合等】		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定		
8-1	中小企業等の貸倒引当金の特例 (農業協同組合)	第57条の9、 第68条の59	2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	企業支援	
8-2	中小企業等の貸倒引当金の特例		4 森林の有する多面的機能の發揮と林業・木材産		

	(森林組合)		業の持続的かつ健全な発展 ⑯ 林業の持続的かつ健全な発展		
8-3	中小企業等の貸倒引当金の特例 (漁業協同組合等関係)		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定		
9	農業経営基盤強化準備金	第61条の2、 第68条の64	2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	その他	○
10	農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の3、 第68条の65	2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	その他	○
11- 1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 【卸売市場法】	第64条、 第68条の70	1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展	地域振興	
11- 2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 【土地改良法】		2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進		
11- 3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 【森林法等】		4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産 業の持続的かつ健全な発展 ⑫ 森林の有する多面的機能の発揮 ⑭ 林産物の供給及び利用の確保		
11- 4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 【漁業権等の変更等】		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定 ⑰ 漁村の健全な発展		国土開発
12- 1	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特 例 【土地改良法】	第64条の2、 第68条の71	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	地域振興	
12- 2	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特 例 【森林法等】		4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産 業の持続的かつ健全な発展 ⑫ 森林の有する多面的機能の発揮 ⑭ 林産物の供給及び利用の確保		
12- 3	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特 例 【漁業権等の変更等】		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定 ⑰ 漁村の健全な発展		国土開発
13- 1	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の 特例 【農村振興法】	第65条、 第68条の72	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	地域振興	
13- 2	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の 特例 【土地改良法】		1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展		
14- 1	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 【卸売市場法】	第65条の2、 第68条の73	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	地域振興	
14- 2	収用換地等の場合の所得の特別控除 【農村振興法】		4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産 業の持続的かつ健全な発展 ⑫ 森林の有する多面的機能の発揮 ⑭ 林産物の供給及び利用の確保		
14- 3	収用換地等の場合の所得の特別控除 【土地改良法】		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定 ⑰ 漁村の健全な発展		国土開発
14- 4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 【森林法等】		1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展		
14- 5	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 【漁業権等の変更等】		2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進		
15	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲 渡した場合の譲渡所得の特別控除	第65条の3、 第68条の74	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産 業の持続的かつ健全な発展 ⑫ 森林の有する多面的機能の発揮	その他	
16- 1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡し た場合の所得の特別控除 (食品流通構造改善促進法)	第65条の4、 第68条の75	1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展	その他	○
16- 2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡し た場合の譲渡所得の特別控除 (農業協同組合)		2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進		企業支援
16-	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡し		2 農業の持続的な発展		その他

3	た場合の所得の特別控除 〔農業経営基盤強化促進法〕		⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進		
17-	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 【あつせん】	第65条の5、 第68条の76	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	その他	○
17-	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 【勧告等に係る協議、調停】			地域振興	
17-	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 〔農業経営基盤強化法〕			その他	
17-	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 〔特定農山村法〕		3 農村の振興(産業、農村機能) ⑪ 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	地域振興	
17-	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得 【林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法】		4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 ⑬ 林業の持続的かつ健全な発展	その他	
18-	特定の資産の買換えの場合の課税の特例 1 (市街化区域内農地等から市街化区域外農地等への買換え)	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	その他	○
18-	特定の資産の買換えの場合の課税の特例 2 (農用地区域等内における農地等の買換え)				
18-	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 3 (漁船)		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定	企業支援	
19-	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 【農村振興法】	第65条の10、 第68条の81	2 農業の持続的な発展 ⑥ 優良農地の確保と有効利用の促進	地域振興	
19-	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 【集落地域整備法】			その他	
19-	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 【農住組合法】		3 農村の振興 ⑩ 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	地域振興	○
20	技術研究組合の所得計算の特例	第66条の10、 第68条の94	6 横断的に関係する政策 ⑯ 農林水産分野の研究開発	課税の公平性・納税環境の整備等	
21-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (配合飼料供給安定機構関係)	第66条の11、 第68条の95	1 食料の安定供給の確保 ② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	企業支援	○
21-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (委託者保護基金関係)		1 食料の安定供給の確保 ③ 食品産業の持続的な発展		
21-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置)				
21-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (農業信用基金協会)		2 農業の持続的な発展 ⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	地域振興	
21-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (漁業信用基金協会)		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定		
22	農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	第67条の3、 第68条の101	1 食料の安定供給の確保 ② 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	地域振興	○
23	転廃業助成金等に係る課税の特例 (漁業者)	第67条の4、 第68条の102	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定	地域振興	
24-	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例	第68条の2	2 農業の持続的な発展	企業支援	○

1	(農協等関係)		⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進		
24-2	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 (森林組合)		4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 ⑯ 林業の持続的かつ健全な発展		
24-3	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 (漁協関係)		5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ⑯ 漁業経営の安定	その他	
25	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止	第68条の4	—	その他	

#### (10) 経済産業省 (49項目)

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1	中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2、 第68条の8	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備	企業支援	○
2-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、 第68条の9	1. 経済産業 1-3 イノベーション	企業支援	○
2-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】				
2-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【高水準型】				
2-4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【控除上限の特例】	第42条の4の2、 第68条の9の2			
3	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第42条の5、 第68条の10	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー 5-3 電力・ガス 5-4 環境	災害対策・環境保護	○
4	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第42条の6、 第68条の11	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
5	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
6	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、 第68条の13	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
7	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の9、 第45条、 第68条の13、 第68条の27	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
8	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	第42条の9、 第45条、 第68条の13、 第68条の27	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
9	国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額等の特別控除	第42条の12の2、 第68条の15の3	1. 経済産業 1-2 新陳代謝	企業支援	○
10	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第42条の12の3、 第68条の15の4	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
11	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額等の特別控除	第42条の12の4、 第68条の15の5	1. 経済産業 1-1 経済基盤	企業支援	○
12	生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除	第42条の12の5、 第68条の15の6	1. 経済産業 1-2 新陳代謝	企業支援	○
13	特定再開発建築物等の割増償却 【特定民間中心市街地経済活力向上事業】	第47条の2、 第68条の35	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
14	海外投資等損失準備金	第55条、 第68条の43	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料	その他	○

15	新事業開拓事業者投資損失準備金	第55条の2、 第68条の43の2	1. 経済産業 1-2 新陳代謝	企業支援	○
16	特定事業再編投資損失準備金	第55条の3、 第68条の43の3	1. 経済産業 1-2 新陳代謝	企業支援	○
17	金属鉱業等鉱害防止準備金	第55条の5、 第68条の44	6. 保安・安全 6-1 産業保安	災害対策・環境保護	○
18	使用済燃料再処理準備金	第57条の3、 第68条の53	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス	企業支援	○
19	原子力発電施設解体準備金	第57条の4、 第68条の54	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス	その他	○
20	保険会社等の異常危険準備金	第57条の5、 第68条の55	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	
21	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
22	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条、 第68条の61	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料	その他	○
23	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第59条、 第68条の62	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料	その他	○
24	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
25	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	第60条、 第68条の63	4. 中小・地域 4-4 地域産業	地域振興	
26	認定研究開発事業法人等の課税の特例	第61条、 第68条の63の3	3. 対外経済 3-3 貿易投資	その他	○
27	中小法人の交際費課税の特例	第61条の4、 第68条の66	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
28	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条、 第64条の2、 第68条の70、 第68条の71	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス	その他	
29	収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の2、 第68条の73	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス	その他	
30-	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (①地域商店街活性化法)	第65条の4、 第68条の75	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	地域振興	○
30-	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (②中心市街地活性化法)				
30-	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (③中小企業高度化事業)				
31	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	1. 経済産業 1-2 新陳代謝	企業支援	
32	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、 第68条の94	1. 経済産業 1-3 イノベーション	課税の公平性・納税環境の整備等	○
33-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (①信用保証協会)	第66条の11、 第68条の95	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備	企業支援	○
33-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (②中小企業倒産防止共済制度)		4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化		○
33-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (③鉱害防止事業基金)		6. 保安・安全 6-1 産業保安	災害対策・環境保護	○
33-	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特			企業支援	○

4	例 (④委託者保護基金)				
34	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	第66条の13、 第68条の98	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備	企業支援	○
35	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の5、 第68条の102の2	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	○
36	中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第67条の5の2、 第68条の102の3	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	企業支援	
37	外国組合員に対する課税の特例	第67条の16	1. 経済産業 1-1 経済基盤 3. 対外経済 3-3 貿易投資	企業支援	○
38	振替社債等の利子等の課税の特例等	第67条の17	1. 経済産業 1-1 経済基盤	企業支援	
39	民間国外債等の利子の課税の特例等	第67条の17	1. 経済産業 1-1 経済基盤 3. 対外経済 3-2 海外市場開拓支援	企業支援	
40	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	第68条の4	1. 経済産業 1-1 経済基盤	その他	
震災特例					
1	被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例	第17条、 第25条	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化	災害対策・環境保護	
2	復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2、 第25条の2	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
3	企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2の2、 第25条の2の2	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
4	避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	第17条の2の3、 第25条の2の3	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
5	企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除	第17条の3の2、 第25条の3の2	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
6	避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除	第17条の3の3、 第25条の3の3	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
7	被災代替資産等を取得した場合の特別償却	第18条、 第26条	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
8	再投資等準備金制度	第18条の3、 第26条の3	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	
9	再投資設備等の即時償却	第18条の4、 第26条の4	4. 中小・地域 4-5 福島・震災復興	災害対策・環境保護	

## (11) 国土交通省（41項目）

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
特別措置					
1-1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、 第68条の9	政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する	企業支援	
1-2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型】				
1-3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【高水準型】				
1-4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【控除上限の特例】	第42条の4の2、 第68条の9の2			

2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	第42条の5、第68条の10	政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標8 良好的な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	その他		
3	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度	第42条の6、第68条の11	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標35 自動車運送業の市場環境整備を推進する	企業支援		
4	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9、第68条の13	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する	地域振興		
5	船舶に係る特別償却	第43条、第68条の16	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	その他	○	
6	既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置	第43条の2、第68条の17	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環境保護	○	
7	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条、第68条の19	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	○	
8-1	過疎地域における工業用機械等の取得等に係る特別償却	第45条、第68条の27	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興		
8-2	振興山村における工業用機械等の取得等に係る特別償却				○	
8-3	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却		政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標39 離島等の振興を図る			
8-4	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却					
8-5	奄美群島における工業用機械等の取得等に係る割増償却					
9	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条、第68条の34	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	医療・社会福祉	○	
10-1	特定再開発建築物等の割増償却 (市街地再開発事業)	第47条の2、第68条の35	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	○	
10-2	特定再開発建築物等の割増償却 (認定民間都市再生事業)				企業支援	
10-3	特定再開発建築物等の割増償却 (雨水貯留浸透利用施設)				災害対策・環境保護	
11	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却	第48条、第68条の36	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	災害対策・環境保護	○	
12	新幹線鉄道大規模改修準備金	第56条、第68条の48	政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる	企業支援	○	
13	関西国際空港用地整備準備金	第57条の7、第68条の57	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	企業支援	○	
14	中部国際空港整備準備金	第57条の7の2、第68条の57の2	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	企業支援	○	
15	特定船舶に係る特別修繕準備金	第57条の8、第68条の58	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流	その他	○	

			体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
16	中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の9、 第68条の59	政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標17 自動車の安全性を高める 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標32 建設市場の整備を推進する	企業支援	
17	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (トン数標準課税制)	第59条の2、 第68条の62の2	政策目標6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	その他	○
18-1	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (都市計画区域内の一団の宅地造成事業)	第62条の3、 第68条の68	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	その他	○
18-2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (開発許可を受けて行う一団の住宅地造成事業)				
18-3	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (開発許可を要しない一団の住宅地造成(優良宅地認定)事業)				
18-4	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅建設事業)				
18-5	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (確定優良住宅地等予定地)				
18-6	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (マンション建替事業)		政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	その他	
18-7	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (マンション敷地売却事業)		政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環境保護	
18-8	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (防災街区整備事業)			その他	
18-9	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (認定建替計画)				
18-10	土地の譲渡等がある場合の特別税率 (都市再生推進法人に対する土地譲渡)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	
18-11	土地の譲渡等がある場合の特別税率 (認定誘導事業計画の区域内に係る土地譲渡)			その他	
18-12	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (第1種市街地再開発事業)				
18-13	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (民間都市再生事業)				
18-14	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (民間都市再生整備事業)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した				

15	場合の長期譲渡所得の課税の特例 (優良建築物建築事業)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (特定の民間再開発事業)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (土地区画整理事業の施行区域内における一定 の住宅又は中高層耐火共同住宅建設事業)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (国、地方公共団体に対する譲渡等)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (独立行政法人都市再生機構等の行う宅地造成 事業等)				
18-	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (収用換地等による譲渡)				
18-	土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外  19 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別 税率の適用除外	第63条、 第68条の69	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、 消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進 する	その他	
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 (独立行政法人都市再生機構)	第64条、 第64条の2、 第68条の70、 第68条の71	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、 消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用 のための条件整備を推進する	その他	○
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例 (一団地の津波防災拠点市街地形成施設)		政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安 定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環 境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に 行われる住宅市場を整備する	国土開発	○
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例 (特定被災区域内において都市計画事業に準ず る一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整 備に関する事業)		政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・ 減災を推進する	災害対策・環 境保護	
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例 (防災街区整備事業)		政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環 境保護	
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の 特例 (航空法等に関する事業)		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間 連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	その他	
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例 (都市計画法第56条1項等の規定により買い取ら れる場合)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例 (土地区画整理事業で減価補償金を交付すべき こととなる場合)				
20-	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税 の特例				

	(換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例)				
20-9	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例)				
20-10	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合)				
20-11	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)				
20-12	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (土地収用法の規定に基づいて収用され補償金を取得する場合)	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	国土開発		
20-13	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (資産について買取りの申出を拒むときは土地収用法の規定に基づいて収用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき)				
20-14	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (資産が土地収用法等の規定により収用された場合において、当該資産に関して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき)				
20-15	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (公有水面の埋立てに係る場合)			その他	
20-16	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (鉄道事業の場合)	政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標37 総合的な国土形成を推進する	地域振興		
20-17	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法による大深度地下の使用権が設定された場合)	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	国土開発	○	
21-1	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (独立行政法人都市再生機構)	第65条、第68条の72	政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性向上する	災害対策・環境保護	○
21-2	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (土地収用法の規定による収用により、資産を取得した場合)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	
22-1	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (マンション建替事業)	第65条、第68条の72			
22-2	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例				

	(土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合)			
22-3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)			
23-1	収用換地等の場合の所得の特別控除 (独立行政法人都市再生機構)	第65条の2、 第68条の73	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する  政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	国土開発 ○
23-2	収用換地等の場合の所得の特別控除 (一団地の津波防災拠点市街地形成施設)			災害対策・環境保護
23-3	収用換地等の場合の所得の特別控除 (特定被災区域内において都市計画事業に準ずる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業)			
23-4	収用換地等の場合の所得の特別控除 (航空法等に関する事業)		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	その他 ○
23-5	収用換地等の場合の所得の特別控除 (換地処分により清算金を取得する場合)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興
23-6	収用換地等の場合の所得の特別控除 (やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合)			
23-7	収用換地等の場合の所得の特別控除 (都市計画法第56条1項等の規定により買い取られる場合)			
23-8	収用換地等の場合の所得の特別控除 (土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)			
23-9	収用換地等の場合の所得の特別控除 (都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合)			
23-10	収用換地等の場合の所得の特別控除 (土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)			
23-11	収用換地等の場合の所得の特別控除 (土地収用法の規定に基づいて収用され補償金を取得する場合)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	国土開発
23-12	収用換地等の場合の所得の特別控除 (資産について買取りの申出を拒むときは土地収用法の規定に基づいて収用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき)			
23-13	収用換地等の場合の所得の特別控除 (資産が土地収用法等の規定により収用された場合において、当該資産に関して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき)			
23-14	収用換地等の場合の所得の特別控除 (公有水面の埋立てに係る場合)			
23-15	収用換地等の場合の所得の特別控除 (鉄道事業の場合)			その他

23- 16	収用換地等の場合の所得の特別控除 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法による大深度地下の使用権が設定された場合)		政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標37 総合的な国土形成を推進する	課税の公平性・納税環境の整備等
24- 1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (古都法に基づく買取請求)	第65条の3、 第68条の74	政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	地域振興 ○
24- 2	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (都市緑地法に基づく買取請求)			
24- 3	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	その他
24- 4	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (集団移転促進事業計画における移転促進区域内の土地等を譲渡した場合)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興
24- 5	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (国、地方公共団体等に対する譲渡)			
24- 6	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (第一種市街地再開発事業)			
25- 1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (一定の特定の民間宅地造成事業)	第65条の4、 第68条の75	【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	その他 ○
25- 2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (沿道の整備を促進するための措置)		政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標5 快適な道路環境等を創造する	災害対策・環境保護
25- 3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (生産緑地地区内の土地等を譲渡する場合)		政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	地域振興
25- 4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (マンション建替事業)		政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環境保護
25- 5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (特定防災街区整備地区内の土地等を防災街区整備推進機構等に譲渡した場合)		政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	
25- 6	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (マンション敷地売却事業)			
25- 7	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (景観計画の区域内の土地等を景観整備機構等に譲渡する場合)		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	地域振興
25- 8	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (認定歴史風致維持向上計画に記載された重点区域内の土地等を歴史的風致維持向上支援法人等に譲渡する場合)			

25-9	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (成田国際空港株式会社)		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	その他	
25-10	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除				
25-11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (航空機騒音障害防止特別地区内)				
25-12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (独立行政法人都市再生機構)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	国土開発	
25-13	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (認定中心市街地の区域内の土地等を中心市街地整備推進機構等に譲渡する場合)				地域振興
25-14	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (立地適正化計画等の区域内の土地等を都市再生推進法人等に譲渡する場合)				
25-15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (地域地区等の定められた区域等の譲渡)				
25-16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (換地困難な場合の土地等の譲渡)				
25-17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (収用等の対償等に充てられるために買い取られる場合)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	その他	
25-18	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (公有地の拡大の推進に関する法律に基づく譲渡)				
25-19	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	その他	
25-20	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた開発保全整備計画に係る事業のための地方公共団体等に対する土地の譲渡)			国土開発	
25-21	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため)		政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標37 総合的な国土形成を推進する	国土開発	
25-22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため)		政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標40 北海道総合開発を推進する		
26	特定農山村地域における特別控除	第65条の5、 第68条の76	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	
27	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	第65条の5の2、 第68条の76の2	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	その他	○
28-1	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (1) 海上運送業における特定の事業用資産の	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9	(1) 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	その他	○

	買換等の場合の課税の特例措置 (2) 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換の場合の課税の特例措置	第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する (2) 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
28-2	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (防災街区整備事業関係)		政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環境保護	
28-3	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (航空機騒音防止対策区域)		政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	その他	
28-4	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (三大都市圏整備関係)		政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する	地域振興	
28-5	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (過疎地域関係)				○
28-6	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (誘導施設等整備事業関係)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	その他	
28-7	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (市街地再開発事業関係)				
28-8	特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例 (所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物、構築物、機械装置又は鉄道事業用車両運搬具との買換え)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	その他	
29	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第65条の10、 第68条の81	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	その他	
30	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	第65条の11、 第65条の12、 第68条の82、 第68条の83	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	その他	○
31	平成21年及び平成22年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例	第66条の2、 第68条の85	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	その他	○
32	技術研究組合の所得の計算の特例	第66条の10、 第68条の94	政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する	課税の公平性・納税環境の整備等	
33	転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4、 第68条の102	政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する	企業支援	○
34	関西国際空港・大阪国際空港に係る公共施設等運営対価の益金認識についての特例措置	第67条の5の3、 第68条の102の4	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する	企業支援	○
35	特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14、 第68条の106	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用	その他	

			のための条件整備を推進する		
36	投資法人に係る課税の特例	第67条の15、 第68条の107	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、 消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用 のための条件整備を推進する	その他	
37	海外投資家振替社債利子等非課税制度 (法人税)	第67条の17	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安 定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に 行われる住宅市場を整備する 政策目標2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バ リアフリー社会の実現 施策目標6 水資源の確保、水源地域活性化等を推 進する 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の 向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、 消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用 のための条件整備を推進する	その他	
<b>震災特例</b>					
1	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住 宅に関する特別償却・税額控除制度	第17条の2、 第25条の2	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環 境保護	
2	被災代替資産等の特別償却	第18条、 第26条	—	災害対策・環 境保護	
3	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制 度	第18条の2、 第26条の2	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環 境保護	○
4-1	被災市街地復興土地区画整理事業等のために 土地を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 (代替資産取得:復興土地区画整理事業)(東日本 大震災)	第18条の8、 第26条の8	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する	災害対策・環 境保護	○
4-2	被災市街地復興土地区画整理事業等のために 土地を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 (第二種市街地再開発事業)(東日本大震災)				
4-3	被災市街地復興土地区画整理事業等のために 土地を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 (被災市街地復興特別措置法第8条の規定により 買い取られる場合)(東日本大震災)				
4-4	被災市街地復興土地区画整理事業等のために 土地を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 (1,500万控除:復興土地区画整理事業)(東日本 大震災)				
4-5	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得の課税の特例 (独立行政法人都市再生機構の行う宅地造成事 業等・東日本大震災の特例)			その他	
4-6	被災市街地復興土地区画整理事業等のために 土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例 等 (特定被災市町村の区域内において地方公共團 体等に買い取られる場合)(東日本大震災)		政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、 消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進 する	災害対策・環 境保護	

## (12) 環境省 (18項目)

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的 分野区分	取り まと め省 庁

特別措置					
1-1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【適用期限のない措置】	第42条の4、 第68条の9	9 :環境政策の基盤整備 9-3 :環境問題に関する調査・研究・技術開発	企業支援		
1-2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【増加型、高水準型】					
1-3 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 【控除上限の特例】	第42条の4の2、 第68条の9の2				
2 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 (環境関連投資促進税制)	第42条の5、 第68条の10	1 :地球温暖化対策の推進 1-2 :国内における温室効果ガスの排出抑制	災害対策・環境保護		
3 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金	第55条の6、 第68条の46	4 :廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3 :一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4 :産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	災害対策・環境保護	○	
4 汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度 【収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例】	第64条、 第68条の70	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
5 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用 【収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例】	第64条、 第68条の70	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
6 汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度 【換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例】	第65条、 第68条の72	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
7 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用 【換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例】	第65条、 第68条の72	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
8 汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度 【収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除】	第65条の2、 第68条の73	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
9 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用 【収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除】	第65条の2、 第68条の73	10 :放射性物質による環境の汚染への対処 10-1:放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2:放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	災害対策・環境保護	○	
10 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合)	第65条の3、 第68条の74	5 :生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2 :自然環境の保全・再生	災害対策・環境保護	○	
11 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (産業廃棄物処理に係る特定施設の整備事業法の用に供するために地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合)	第65条の4、 第68条の75	4 :廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4 :産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	その他	○	
12 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するため広域臨海環境整備センターに買い取られる場合)	第65条の4、 第68条の75	4 :廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3 :一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4 :産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	災害対策・環境保護	○	

13	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合)	第65条の4、 第68条の75	5 :生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2 :自然環境の保全・再生	災害対策・環境保護	○
14	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合)	第65条の4、 第68条の75	5 :生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2 :自然環境の保全・再生	災害対策・環境保護	○
15	特定の基金に対する負担金の損金算入 (産業廃棄物適正処理推進センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金)	第66条の11、 第68条の95	4 :廃棄物・リサイクル対策の推進 4-5 :廃棄物の不法投棄の防止等	災害対策・環境保護	○
16	認定NPO法人に寄附をした場合の寄付金控除の特例	第66条の11の2、 第68条の96	8 :環境・経済・社会の統合的向上 8-4 :環境教育・環境学習の推進	災害対策・環境保護	
17	認定NPO法人のみなし寄付金制度	第66条の11の2	8 :環境・経済・社会の統合的向上 8-4 :環境教育・環境学習の推進	災害対策・環境保護	
18	転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4、 第68条の102	4 :廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3 :一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)	災害対策・環境保護	○

### (13) 防衛省 (6項目)

番号	事務事業の名称	条文	政策体系における政策目的の位置付け	政策目的分野区分	取りまとめ省庁
<b>特別措置</b>					
1-1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 【取得した場合】	第64条、 第68条の70	政策分野:外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化 施策:在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組	その他	
1-2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 【特別勘定を設けた場合】	第64条の2、 第68条の71			
2	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条、 第68条の72	政策分野:外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化 施策:在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組	その他	
3	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	第65条の2、 第68条の73	政策分野:外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化 施策:在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組	その他	
4	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	第65条の3、 第68条の74	政策分野:防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策:地域コミュニティーとの連携	医療・社会福祉	○
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	第65条の4、 第68条の75	政策分野:外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化 施策:在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組	その他	
6	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	第65条の7、 第65条の8、 第65条の9、 第68条の78、 第68条の79、 第68条の80	政策分野:防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策:地域コミュニティーとの連携	医療・社会福祉	○

注(1) 本表は、法人税関係の特別措置等のうち関係省庁の所管する政策に係るもの109項目について、関係省庁が所管する政策を行う上で、また、税制改正要望や政策評価の対象として基礎的な単位となる事務事業243項目に区分し、関係省庁別に一覧としたものである。

注(2) 関係省庁から提出された資料等を基に作成した。

注(3) 複数の関係省庁で共同して要望を行う事務事業別特別措置については、要望する事項の取りまとめを行うものについて「取りまとめ省庁」に○を付している。

注(4) 一つの事務事業別特別措置において、取りまとめ省庁が複数ある場合がある。

- 注(5) 同一事務事業の中に、事務事業別特別措置の内容が異なるものや、政策体系における政策目的の位置付けが異なっているものなどについては「番号」に枝番を付している。
- 注(6) 「番号」に枝番を付した事務事業については、同一省庁内において枝番ごとに取りまとめを行う場合があるため、本文図表13「左のうち要望事項の取りまとめを行う項目数」の計と、本表「取りまとめ省庁」の計は一致しない。
- 注(7) 「条文」は、特別措置については措置法、震災特例については震災特例法それぞれの関係条文を記載している。
- 注(8) 「政策体系における政策目的の位置付け」は、事務事業別特別措置が、どのような政策目的の下に位置付けられているのか対応関係を示している。
- 注(9) 平成26年4月1日現在で記載している。